

青森県災害対策本部
運営マニュアル
【健康福祉部編】

令和2年2月
青森県

青森県災害対策本部運営マニュアル【健康福祉部編】

第1章	総則	1
1	目的	1
2	健康福祉部の活動方針	1
3	位置付け等	1
(1)	災害対策本部における位置付け	1
(2)	大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について	2
4	タイムライン（風水害）	3
5	タイムライン（地震・津波）	5
第2章	組織と所掌事務	7
1	健康福祉部の組織	7
(1)	災害対策本部設置時の組織体制	7
(2)	保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部について	8
(3)	健康福祉部内の応援体制	12
(4)	保健・医療・福祉関係の受援体制	13
(5)	編成	13
(6)	参集体制	17
2	所掌事務	22
(1)	本部（3名）	22
(2)	健康福祉部各班	22
(3)	保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部	33
(4)	健康福祉部出先機関	36
3	災害対策本部健康福祉部会議	43
(1)	会議の目的	43
(2)	会議の開催	43
(3)	開催場所及び席図等	43
4	健康福祉部のレイアウト	43
第3章	平時からの取組	44
1	訓練・研修等の実施	44
(1)	図上訓練	44
(2)	情報共有・伝達訓練	44
(3)	研修等	44
(4)	他部局等主催の訓練への参画	44
2	設備・資機材等の整備	44
第4章	災害応急対応	45
1	各班等共通事項	45
(1)	共通の業務	45
(2)	動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の報告基準	46
(3)	初動対応の原則について（C S C A T T T）	46

2	情報活動	47
(1)	基本方針	47
(2)	情報収集カードの作成方法等	47
(3)	クロノロジーについて	50
(4)	広域災害救急医療情報システム（EMIS）について	52
(5)	部災害メーリングリストについて	52
3	各班の業務	53
(1)	健康福祉政策班	53
(2)	がん・生活習慣病対策班	54
(3)	医療薬務班	55
(4)	保健衛生班	57
(5)	高齢福祉保険班	58
(6)	こどもみらい班	59
(7)	障害福祉班	59
4	保健医療ニーズの把握について	61
(1)	市町村を応援する保健医療現地調整本部員について	61
(2)	市町村保健師チーム先遣隊の応援要請の手順等について	62
5	保健医療ニーズ把握後の対応について	66
(1)	保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部	66
(2)	保健医療調整本部における情報処理の流れの例について	76
(3)	保健医療活動チームの配置調整の方針（案）の作成について	80
(4)	現地における保健医療活動チームの配置調整について	82
(5)	施設等の被害状況報告について	82
(6)	災害対策本部健康福祉部会議の報告について	84

第 1 章 総則

1 目的

本マニュアルは、青森県内で発生した災害に対応するため青森県災害対策本部が設置された場合に、青森県地域防災計画に基づき健康福祉部が実施する応急業務を迅速かつ的確に遂行することを目的に、具体的な事項を定めるものである。

なお、健康福祉部として迅速に応急業務を実施できるよう、I C S（インシデント・コマンド・システム）※を踏まえた組織体制とする。

※ I C S（インシデント・コマンド・システム）

米国で開発された災害現場等における標準化されたマネジメント・システムで、参集人員等により、平時とは異なる臨時の組織等を、柔軟に立ち上げ、指揮・命令系統を確立するもの。

2 健康福祉部の活動方針

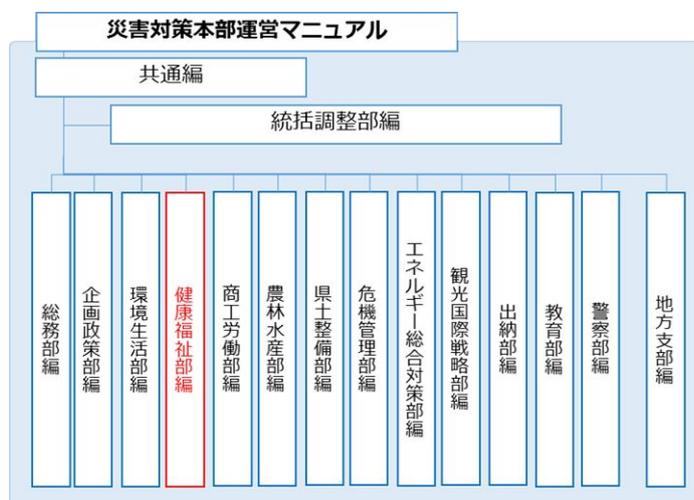
被災者等の命と健康を守るため、市町村、県内関係機関及び国・他都道府県等から派遣される支援者と連携し、被災地域における保健・医療・福祉の提供体制の確保に努め、「防ぎ得る災害死と二次的な健康被害の最小化」を図ることを目的として活動する。

3 位置付け等

（1）災害対策本部における位置付け

本マニュアルは、災害対策本部運営マニュアルのうち、災害時における健康福祉部の運営に関する事務要領として位置付ける。

なお、健康福祉部出先機関において、上記活動方針に基づく健康福祉部としての通常業務の延長として実施する災害対応についても本マニュアルによるものとする。



(2) 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

平成29年7月5日付け厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長及び社会・援護局障害保健福祉部長連名通知により、大規模災害時の保健医療活動に係る体制を整備することとされたことから、青森県保健医療調整本部設置要綱及び青森県保健医療現地調整本部設置要綱を制定し、本マニュアルにより対応することとしているが、必要に応じて、下記体系図に記載される個別マニュアル等で別に定めることとする。

国	法令等	災害対策基本法
	防災計画	政府防災計画
	通知	厚生労働省防災業務計画 H29年7月5日付「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」
	条例等	青森県災害対策本部条例
		青森県災害対策本部に関する規則
		青森県災害対策本部の班に関する規程
	防災計画	青森県地域防災計画
	要綱	青森県保健医療調整本部設置要綱 青森県保健医療現地調整本部設置要綱
	県マニュアル	青森県災害対策本部運営マニュアル【共通編】
	部マニュアル	青森県災害対策本部運営マニュアル【健康福祉部編】
県	個別マニュアル等	職員動員名簿
		大規模災害時における健康福祉部職員動員名簿
		参集体制及び職員安否確認
		動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の手引き
	情報連携	初動対応(CSCAの原則,本部運営)
		保健医療活動チーム配置調整
		回復期における保健医療活動チームの配置調整の手引き
	連携先	手段等
		マニュアル名称等
		青森県広域災害救急医療情報システム操作マニュアル
保健医療活動チーム等	EMIS	
	WMAIL	
	WMAIL使用の手引き	
部内職員	防災情報NW	
	青森県防災情報ネットワーク使用の手引き(部版)	
市町村等		

4 タイムライン（風水害）

本タイムラインは、風水害（台風）における災害対策本部健康福祉部のフェーズ毎の主要判断項目、情報収集、対応項目等の一例であり、災害対応の参考とする（健康福祉部対応分下線）。

タイムライン（風水害）の一例【-72h～-6h】

時間経過	-72h	-48h	-24h	-12h	-6h
フェーズ	<台風発生>	<台風が接近あるいは上陸の恐れあり>	<台風が接近あるいは上陸の恐れあり>	<台風が接近あるいは上陸の可能性大>	
想定される状況	気象情報	・大雨・洪水・強風注意報 ・府県気象情報の発表 ・気象庁記者会見	・大雨・洪水・強風注意報 ・府県気象情報の発表 ・気象台説明会	・大雨・洪水・強風警報 ・関東、関西などに台風上陸 ・気象台説明会 ・土砂災害警戒情報	・大雨・洪水・強風警報 ・関東、関西などに台風上陸 ・気象台説明会 ・土砂災害警戒情報
	河川情報			・水防団待機水位到達 ・氾濫注意情報	・氾濫警戒情報 ・氾濫危険情報
	市町村		・避難所開設準備 ・避難準備・高齢者等避難開始情報	・市町村災害警戒本部設置 ・避難勧告、避難指示（緊急）発令	・市町村災害対策本部設置 ・避難勧告、避難指示（緊急）発令
	その他				・被害発生の恐れあり ・自主避難
態勢		1号配備 準備態勢		2号-1配備 警戒態勢	2号-2配備 災害警戒本部
主要判断項目		・準備態勢（配置等） ・対応方針	・準備態勢（配置等） ・対応方針	・警戒態勢（配置等） ・対応方針	・警戒態勢（配置等） ・対応方針 ・地方警戒支部の設置 ・市町村へのリエゾンの派遣
情報収集	・気象情報	・気象情報 ・市町村、庁内、県民局等へ情報共有	・気象情報 ・避難所開設状況 ・避難準備・高齢者等避難開始情報の発令状況 ・市町村災害対策本部等の設置状況 ・市町村、庁内、県民局等へ情報共有	・気象情報 ・避難所開設状況 ・避難状況 ・避難勧告等状況 ・市町村災害対策本部等の設置状況 ・河川、道路情報 ・土砂災害危険区域の状況	・気象情報 ・被害状況 ・避難所開設状況 ・避難状況 ・避難勧告等状況 ・市町村災害対策本部等の設置状況 ・河川、道路情報 ・土砂災害危険区域の状況 ・ライフライン状況
主要対応項目	・市町村、庁内、県民局等へ情報共有	・防災情報システム等を通じて市町村等へ注意喚起の通知発出 ・出先機関に対する注意喚起 ・通信設備、システム等の状況確認 ・連絡体制（本庁、出先）の確保 ・県防災HPを通じて県民へ注意喚起 ・農林水産関係に関する注意喚起 ・市町村、庁内、県民局等へ情報共有	・情報連絡員会議の開催 ・出先機関に対する注意喚起 ・自衛隊等の関係機関と連携体制の確認 ・市町村へ避難の呼びかけ、警戒体制の確保要請等 ・県防災HPを通じて県民へ注意喚起 ・農林水産関係に関する注意喚起	・情報連絡員会議の開催 ・出先機関に対する対応指示 ・関係機関との情報共有 ・警戒本部設置へ向けた検討及び機材等の設置の準備 ・市町村へ避難の呼びかけ、警戒体制の確保要請等 ・県防災HP、報道機関を通じて県民へ注意喚起 ・農林水産関係に関する注意喚起 ・市町村、庁内、県民局等へ情報共有	・警戒本部の設置 ・警戒本部会議の開催 ・災害対策本部室に統括調整部設置 ・出先機関に対する対応指示 ・県民局との情報共有 ・市町村へ避難の呼びかけ、警戒体制の確保要請等 ・県防災HP、報道機関を通じて県民へ注意喚起 ・市町村、庁内、県民局等へ情報共有 ・支部、現地本部の検討・設置 ・市町村へのリエゾン派遣の検討・派遣
各部共通事項	・部内への情報共有	・部内への情報共有 ・連絡体制（本庁、出先）の確保	・部内への情報共有 ・連絡体制（本庁、出先）の確保 ・関係機関との連絡体制の確認	・部内会議の開催 ・部内への情報共有 ・被害情報の収集	・部内会議の開催 ・部内への情報共有 ・被害情報の収集
健康福祉部				・被害情報（人、物、医療、水道等）の収集 ・福祉施設に対する注意喚起 ・福祉避難所開設支援 ・警戒区域内の社会福祉施設等の避難支援	・被害情報（人、物、医療、水道等）の収集 ・福祉施設に対する注意喚起 ・福祉避難所運営支援 ・警戒区域等の社会福祉施設等の避難支援

タイムライン（風水害）の一例【-3h～】

時間経過	-3h	0h	3h	6h	12h	24h～	
フェーズ		<台風が最接近あるいは上陸>				<台風通過、強風域>	<台風一過>
想定される状況	気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・記録的短時間大雨情報 ・気象庁ホットライン（→市町村） 			特別警報 ⇒ 警報へ切替	警報 ⇒ 注意報へ切替	
	河川情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報（氾濫予測） 				警報 ⇒ 注意報へ切替	
	市町村						<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の解除
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の発生・拡大（人的被害、住家被害、土砂崩壊、道路冠水、高潮災害のおそれ、孤立地域の発生） 			<ul style="list-style-type: none"> ・随時被害判明 	<ul style="list-style-type: none"> ・随時被害判明 	
態勢	3号配備 災害対策本部					復旧体制	
主要判断項目	<ul style="list-style-type: none"> ・非常態勢（配置、災害対策本部の設置） ・対応方針 ・地方支部の設置 ・実動部隊への応援要請（自衛隊、消防） 			<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針 ・備蓄物資の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針 ・広域避難 ・物的支援の要請 ・災害救助法等の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針 	
情報収集	同左 + <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等の活動状況 ・隣道県の状況 			同左	同左	同左	
主要対応項目	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部へ移行 ・統括調整部員の参集（増員） ・災害対策本部会議の開催 ・自衛隊災害派遣要請 ・県内消防応援隊の調整、緊急消防援助隊の要請 ・消防応援活動調整本部の設置 ・関係機関リエゾンの受け入れ ・DMAT派遣要請 ・保健医療調整本部の設置 ・保健医療現地調整本部の設置 ・県民局に対する対応指示 ・市町村へ避難指示等の助言 ・県防災HP、報道機関を通じて県民へ注意喚起 			<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議の開催 ・自衛隊、消防機関との調整 ・保健医療調整本部の運営 ・県民局に対する対応指示 ・広域避難の調整・関係機関との調整 ・備蓄物資等の配布 ・市町村へ避難指示等の助言 ・県防災HP、報道機関を通じて県民へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部会議の開催 ・自衛隊、消防機関との調整 ・保健医療調整本部の運営 ・広域避難の調整 ・備蓄物資等の配布 ・災害救助法、被災者生活再建支援制度適用の検討 ・県民局に対する対応指示 ・自衛隊災害派遣等の要請の解除の検討 ・災害対策本部廃止の検討 ・市町村へ避難指示等の助言 ・県防災HP、報道機関を通じて県民へ注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の仮設住宅建築の支援 ・災害救助法等の事務手続き ・市町村が実施する罹災証明交付の支援 	
各部共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・部内会議の開催 ・部内への情報共有 ・被害情報の収集 			<ul style="list-style-type: none"> ・部内会議の開催 ・部内への情報共有 ・被害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・部内会議の開催 ・部内への情報共有 ・被害情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・部内会議の開催 ・部内への情報共有 ・被害情報の収集 	
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報（人、物、医療、水道等）の収集 ・保健医療調整本部の設置 ・DMAT待機・派遣要請 ・福祉避難所の運営支援 			<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報（人、物、医療、水道等）の収集 ・備蓄物資の配布開始 ・避難所状況の調査開始 ・福祉避難所の運営調整 ・SCU設置の検討 ・DMAT等活動調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報（人、物、医療、水道等）の収集 ・避難所状況の調査・助言 ・福祉避難所の運営調整 ・SCUの設置・運営 ・DMAT等活動調整 ・広域火葬等の調整 ・義援金口座の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報（人、物、医療、水道等）の収集 ・災害救助法の事務手続き ・避難所状況の調査・助言 ・福祉避難所の運営調整 ・SCUの設置・運営 ・DMAT等活動調整 ・広域火葬等の調整 	

5 タイムライン（地震・津波）

本タイムラインは、地震・津波における災害対策本部健康福祉部を含めた関係機関のフェーズ毎の主要判断項目、情報収集、対応項目等の一例であり、災害対応の参考とする（健康福祉部対応分下線）。

タイムライン（地震・津波）の一例【0h～6h】

時間経過	0h	0.5h	1h	3h	6h
フェーズ	<地震発生>	<大津波警報> <津波到達>			
想定される状況	被害等	・最大震度7 ・公共交通機関麻痺 ・一部断水 ・被害発生（家屋倒壊、斜面崩壊）	・大津波警報発表 ・津波到達（太平洋海溝型50分） ・津波による被害発生		・石油コンビナート等の危険物施設で火災発生
	国等の対応	・官邸対策室設置 ・政府緊急参集チーム参集 ・DMAT待機要請	・政府非常災害対策本部設置 ・自衛隊リエゾン到着	・政府調査団派遣決定（・原子力施設電源喪失）	（・原子力緊急事態宣言） ・政府調査団到着 ・現地政府対策本部設置 ・緊急消防援助隊到着 ・警察災害派遣隊到着 ・DMAT到着 ・政府ブッシュ型支援の決定
態勢	3号配備 災害対策本部				
主要判断事項	・対応方針 ・実動部隊への応援要請（自衛隊、消防等） ・民間企業への応援要請（トラック協会、倉庫協会等） ・実動部隊活動拠点等の決定			・対応方針 ・災害救助法の運用 ・備蓄物資の配布 ・物的・人的支援の実施の決定	・対応方針 ・一次物資集積所等の決定
情報収集	・気象庁、消防庁等から地震情報	・地震・津波情報 ・市町村、防災関係機関の通信状況 ・被害情報、避難状況、広域防災拠点被害状況 ・道路状況、ライフライン状況	同左 + ・市町村災害対策本部設置状況 ・実動部隊の活動状況、隣道県の状態	同左	同左 + ・支援物資のニーズ
主要対応項目	・災害対策本部の設置（自動設置） ・全職員自主参集 ・災害対策本部室に統括調整部設置 ・関係県民局に支部の設置（自動設置） ・関係市町村ヘリエゾン派遣（自動派遣） ・防災ヘリ上空偵察指示 ・全職員の安否確認（主管課等から人事課へ） ・自衛隊災害派遣要請 ・県内消防応援隊の調整、緊急消防援助隊派遣要請 ・関係機関リエゾン受け入れ	・消防応援活動調整本部設置 ・消防応援活動調整本部員の招集 ・通信設備、システム等の状況確認 ・連絡体制（本庁、出先）の確保 ・災害対策本部会議開催 ・本部長記者会見 ・自衛隊連絡所を設置 ・関係機関調整会議開催 ・緊急消防援助隊進出拠点、活動拠点決定 ・本部長等の現地調査事前調整 ・TEC-FORCE※の応援要請 ※国土交通省の「緊急災害対策派遣隊」	・災害対策本部会議開催 ・本部長記者会見 ・関係機関と活動調整 ・通信事業者に衛星携帯電話の貸し出し要請 ・航空機運用調整の開始 ・副本部長等現地調査出発 ・災害派遣等従事車両証明書の発行開始	・災害対策本部会議開催 ・本部長記者会見 ・関係機関との活動調整 ・緊急車両等への給油体制確保依頼 ・防災拠点等への燃料確保依頼 ・緊急輸送道路の通行規制実施 ・災害対策要員、関係機関仮眠室の確保 ・災害対策要員の食料品の確保	
	医療	・DMAT待機（自動待機） ・統括DMATチーム自主参集 ・災害医療コーディネーター自主参集 ・DMAT等医療機関派遣要請 ・保健医療調整本部設置	・保健医療現地調整本部設置	・SCU設置の調整 ・DMATの受援調整 ・DPAT、DCAT等の派遣要請	・保健医療現地調整本部員の市町村への派遣調整 ・県における福祉避難所の開設支援等 ・医療機関、支援団体等の活動調整 ・医薬品等供給要請
被災者支援	・県防災HP、報道機関を通じて県民へ避難呼びかけ ・市町村に対して避難指示を促す ・トラック協会、倉庫協会等LO派遣依頼		・災害救助法の適用を決定 ・備蓄物資の配分を決定、配送手配 ・県庁舎への避難者受入 ・応急電源車等の要請	・備蓄物資の配送開始 ・物資集積所等の決定 ・政府ブッシュ型支援の受け入れ調整 ・協定に基づく物資供給調整開始 ・各種支援の調整	
各部共通事項	・全職員非常参集 ・安否確認 ・被害情報の収集 ・部内への情報共有 ・関係機関との連絡体制の確保	・部内会議の開催	・被害情報の収集 ・部内への情報共有 ・部内会議の開催	・被害情報の収集 ・部内への情報共有 ・部内会議の開催	
健康福祉部	・被害情報（人、物、医療、水道等）の収集 ・DMAT待機（自動待機） ・統括DMATチーム自主参集 ・災害医療コーディネーター自主参集 ・DMAT等医療機関派遣要請 ・保健医療調整本部設置	・保健医療現地調整本部設置	・SCU設置の調整 ・DMATの受援調整 ・DPAT、DCAT等の派遣要請	・保健医療現地調整本部員の市+A6・G16町村への派遣調整 ・県における福祉避難所の開設支援等 ・医療機関、支援団体等の活動調整 ・医薬品等供給要請 ・義援金口座の開設	

タイムライン（地震・津波）の一例【12h～】

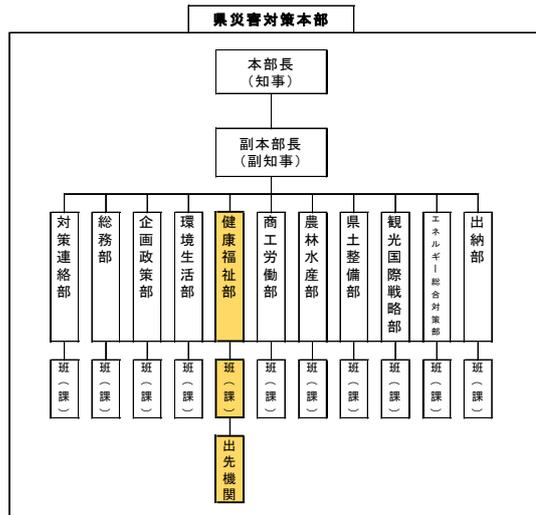
時間経過		12h	24h	48h	72h～
フェーズ			<津波警報に切替>	<津波注意報に切替> <津波注意報解除>	
想定される状況	被害等		・大津波警報⇒津波警報に警報切替	・津波警報⇒津波注意報に切替 ・津波注意報解除	
	国等の対応		・激甚災害に指定	・北海道からリエゾン到着	
態勢					
主要判断事項		・対応方針 ・道路啓開の優先箇所	・対応方針 ・防災ボランティア情報センター設置 ・広域避難の実施の決定	・対応方針 ・遺体安置所の設置	・対応方針 ・被災者生活再建制度の適用 ・埋火葬の広域応援の決定 ・実動部隊（消防等）の撤収
情報収集		同左	同左	同左	同左
主要対応項目		・政府現地对策本部、災害対策本部会議合同開催 ・国及び県合同記者会見 ・関係機関との活動調整 ・道路啓開の優先箇所の検討 ・市町村への県職員支援調整開始 ・全国知事会等に対する人的・物的支援要請開始 ・県民相談窓口の設置 ・本部長現地視察	・政府現地对策本部、災害対策本部会議合同開催 ・国及び県合同記者会見 ・関係機関との活動調整 ・災害対策要員の交代計画作成 ・各種支援の調整	・政府現地对策本部、災害対策本部会議合同開催 ・国及び県合同記者会見 ・関係機関との活動調整 ・海外からの救助活動支援の受け入れ ・各種支援の調整	・政府現地对策本部、災害対策本部会議合同開催 ・国及び県合同記者会見 ・関係機関との活動調整 ・自衛隊等経費負担の調整 ・実動部隊（消防等）の撤収の検討
		・SCU設置 ・医療機関、支援団体等の活動調整 ・医薬品等供給	同左	同左	同左
		被災者支援	・仮設トイレ供給開始 ・公営住宅、民間賃貸住宅等の確保調整 ・各種支援の調整	・防災ボランティア情報センター設置 ・ボランティア、NPOの受け入れ開始 ・寄付金の受付開始 ・広域避難調整開始 ・物資集積所の運用開始 ・物資の受け入れ開始 ・建築物応急危険度判定等の支援の開始	・自衛隊による給食支援 ・遺体安置所の調整、遺体収容資機材の調達 ・各種支援の調整
各部共通事項		・被害情報の収集 ・部内への情報共有 ・部内会議の開催	・被害情報の収集 ・部内への情報共有 ・部内会議の開催	・被害情報の収集 ・部内への情報共有 ・部内会議の開催	・被害情報の収集 ・部内への情報共有 ・部内会議の開催
健康福祉部		・SCU設置 ・医療機関、支援団体等の活動調整 ・医薬品等供給	・SCUの運営 ・医療機関、支援団体等の活動調整 ・医薬品等供給	・SCUの運営 ・医療機関、支援団体等の活動調整 ・医薬品等供給 ・遺体安置所の調整、埋火葬（遺体安置）資機材の調達	同左 土 ・埋火葬の広域支援

第2章 組織と所掌事務

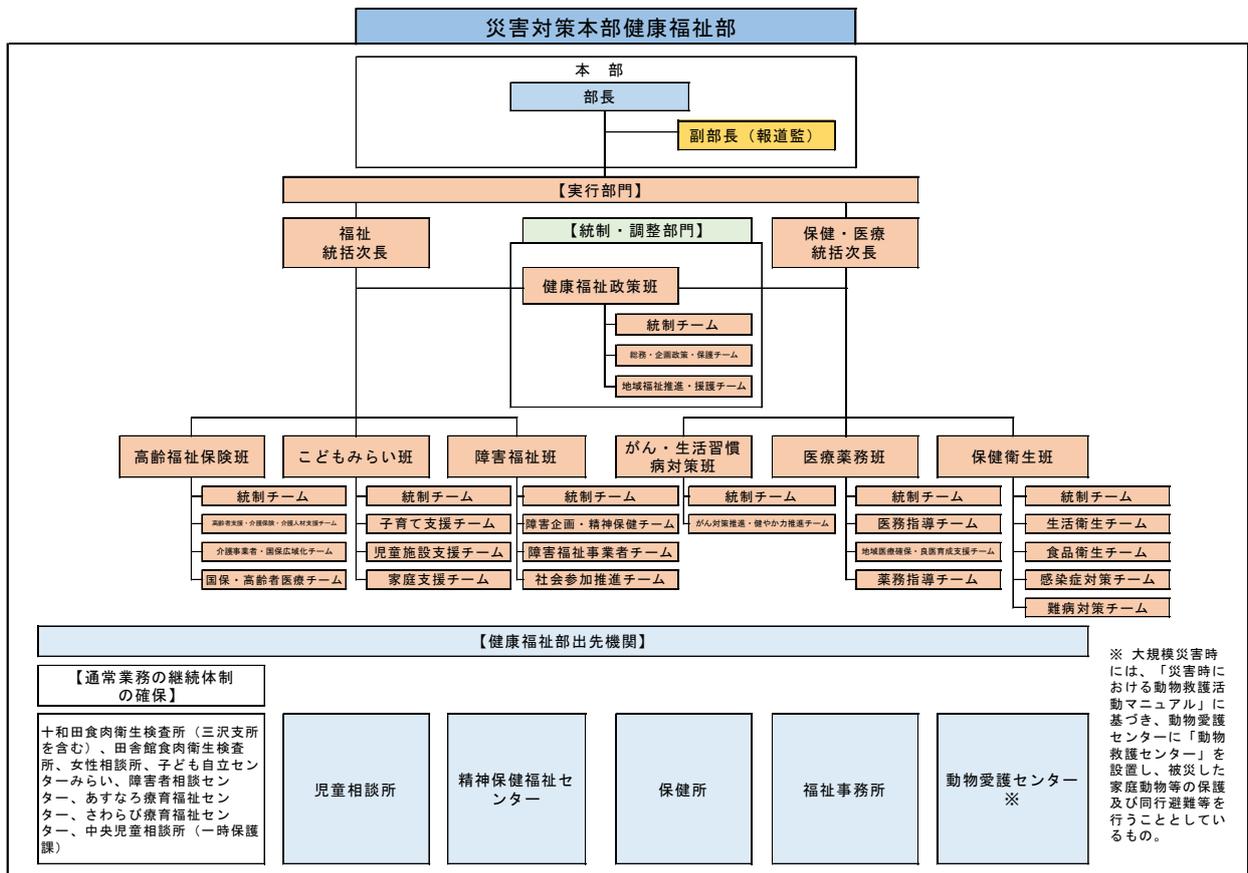
1 健康福祉部の組織

(1) 災害対策本部設置時の組織体制

- ① 災害対策本部が設置された時は、青森県災害対策本部条例等に基づき、下図のとおり各部局が部として、各課が班として編成され、健康福祉部長は部長として、課長は班長として位置付けられる。



- ② 災害対策本部が設置された際の健康福祉部の組織体制は、以下を基本とし、災害の様態やフェーズにより柔軟に対応する。



※ 大規模災害時には、「災害時における動物救護活動マニュアル」に基づき、動物愛護センターに「動物救護センター」を設置し、被災した家庭動物等の保護及び同行避難等を行うもの。

<災害対策本部健康福祉部の組織体制ポイント>

- ◆本部に広報広聴責任者として報道監を設置(副部長が兼務)する他、部長の指揮下で応急業務を行う「実行部門」を設置する。また、圏域における応急業務を行う「健康福祉部出先機関」を設置する。
- ◆「実行部門」は、各班(課)で構成し、健康福祉政策班・高齢福祉保険班・こどもみらい班・障害福祉班を統括する責任者(福祉統括次長)と、がん・生活習慣病対策班・医療薬務班・保健衛生班を統括する責任者(保健・医療統括次長)をそれぞれ置く。
- ◆「各班」は、応急業務の実務を行う、各チームで構成し、円滑に業務を遂行できるよう、各班(課)内の応援体制整備のため、平時(グループ)とは異なる臨時の組織体制とする。
- ◆「健康福祉部出先機関」は、「実行部門」と協力して圏域における応急業務を行うもので、所属長等をリーダーとする組織を編成する。
- ◆十和田食肉衛生検査所(三沢支所を含む)、田舎館食肉衛生検査所、女性相談所、子ども自立センターみらい、障害者相談センター、あすなろ療育福祉センター及びさわらび療育福祉センター、中央児童相談所(一時保護課)は、通常業務の継続体制の確保を図る。

(2) 保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部について

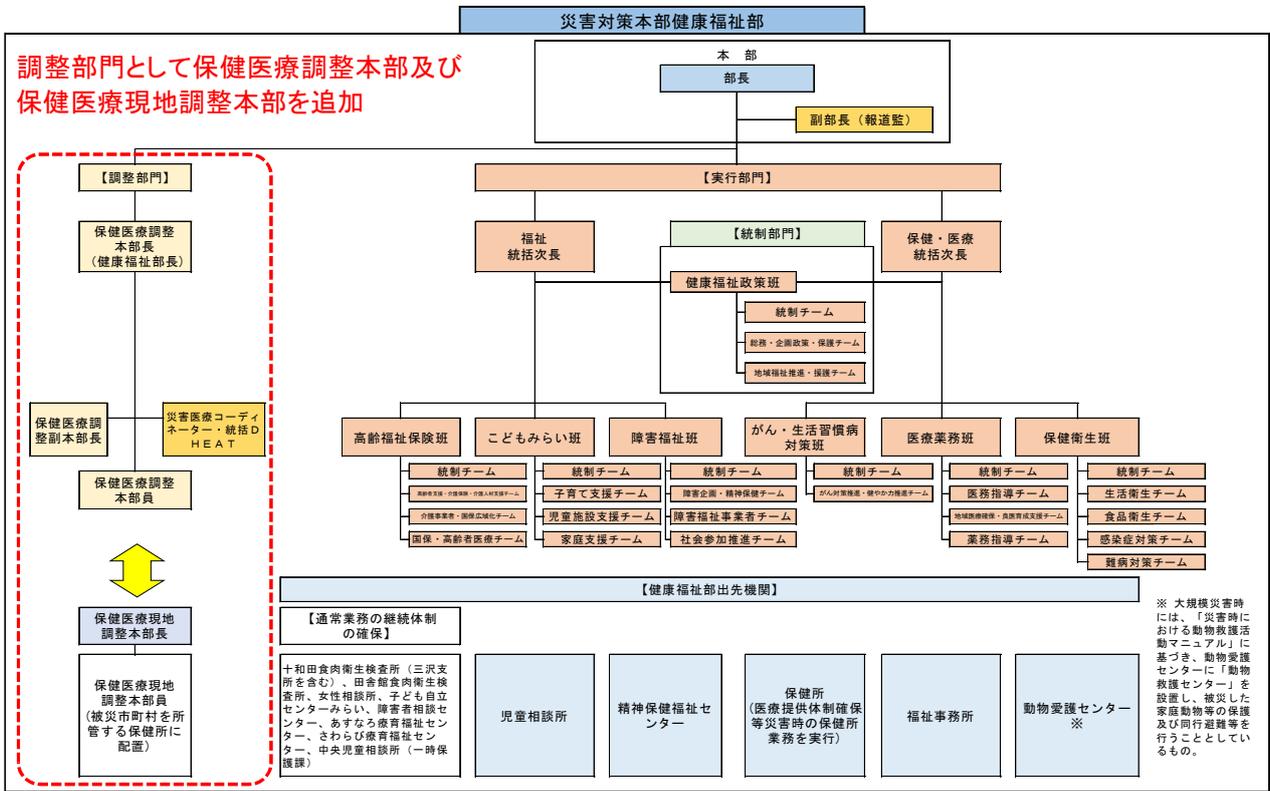
震度6以上の地震が発生した場合など、災害対策本部会議等において災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請が決定された場合は、DMAT活動終了後の回復期以降に避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズにも適切に対応するため、青森県保健医療調整本部設置要綱(資料編2(1))に基づき青森県保健医療調整本部を設置するとともに被災市町村を所管する地域県民局地域健康福祉部保健総室(以下「県保健所」という。)に青森県保健医療現地調整本部設置要綱(資料編2(2))に基づく青森県保健医療現地調整本部を設置し、被災市町村及び保健医療活動チーム※と連携し対応することとする。

※ 保健医療活動チーム

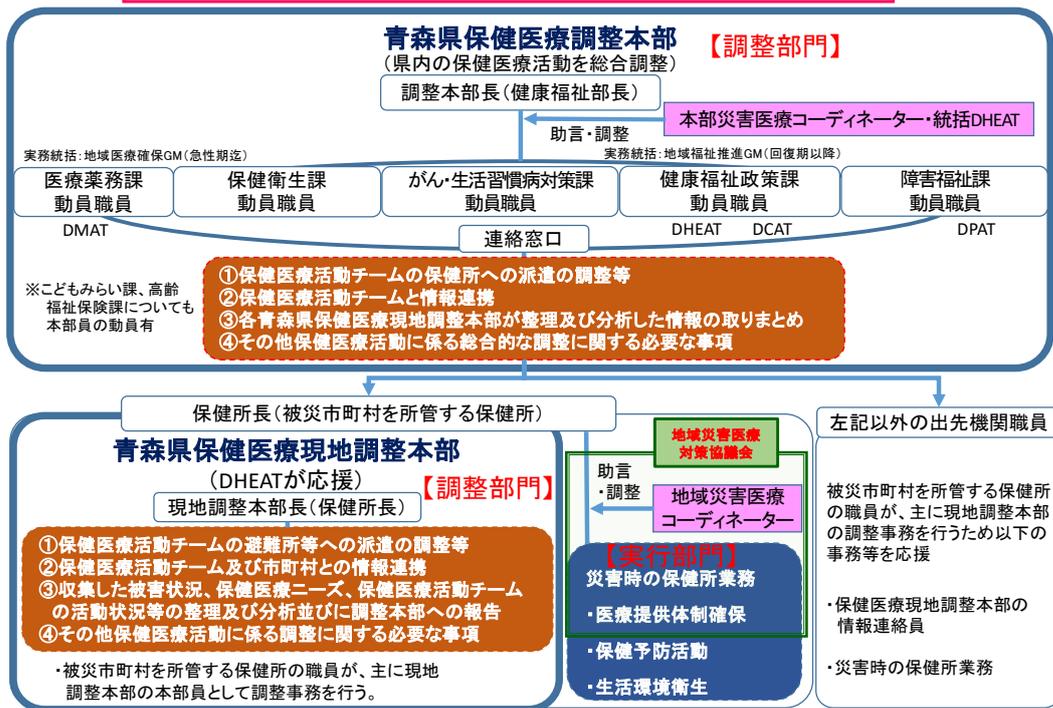
災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム 等

青森県保健医療調整本部及び青森県保健医療現地調整本部の設置者等

	設置者	(現地) 調整本部長	設置場所	配置	本部員
青森県 保健医療 調整本部	知事	健康福祉部 長	健康福祉部	県庁北棟2 階災害対策 本部室等	原則、別に定める 部職員動員名簿の うち本庁職員等
青森県 保健医療現 地調整本部	保健医 療調整 本部長	保健所長	被災市町村 を所管する 県保健所	被災市町村 を所管する 県保健所	原則、別に定める 部職員動員名簿の うち公所職員



青森県における大規模災害発生時の体制【健康福祉部の体制】



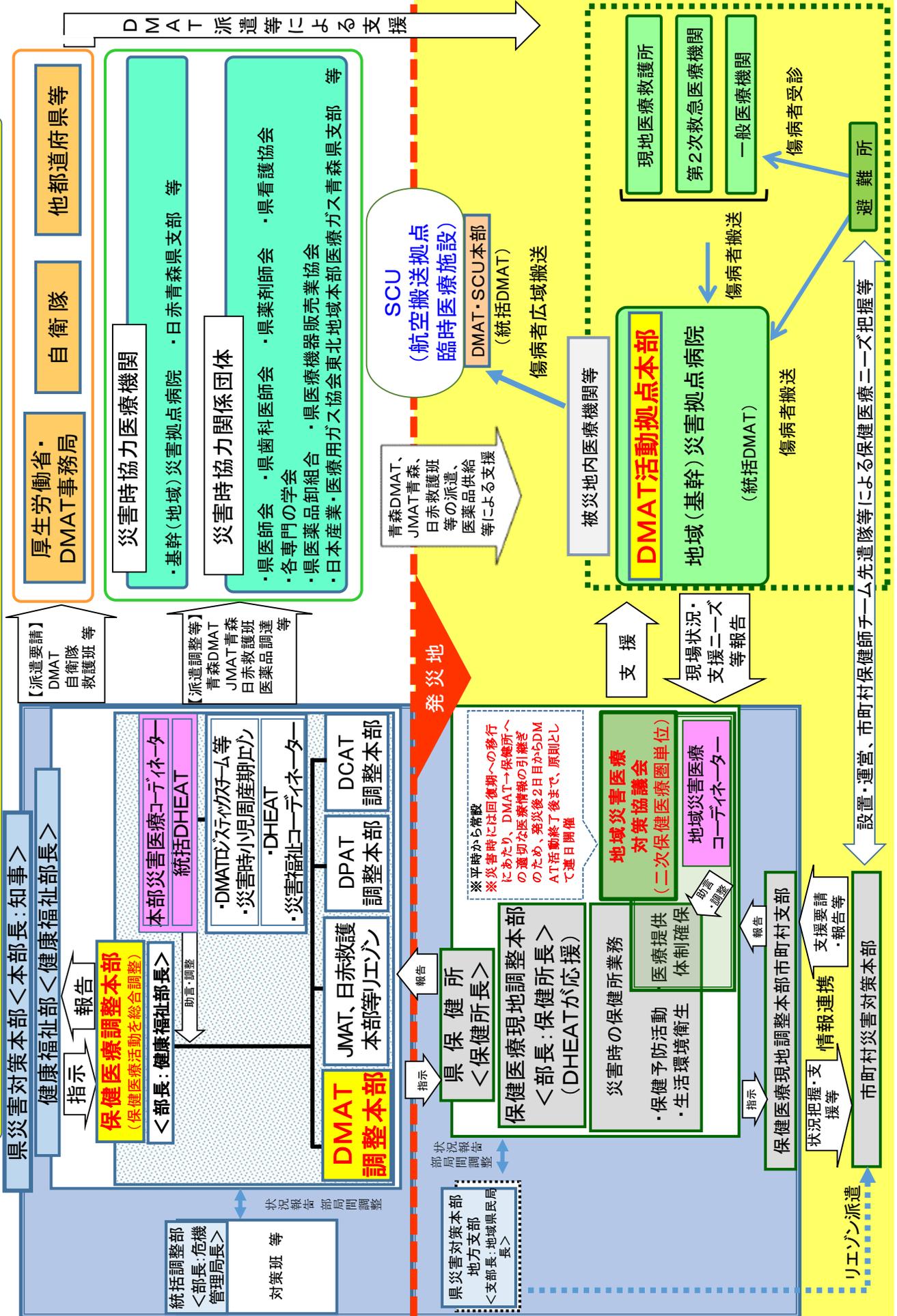
① 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期 (48 時間迄) ～ 移行期 (約 5 日間迄)	急性期医療ニーズへの対応	DMAT 活動拠点本部 (災害拠点病院等)
回復期～慢性期	避難所等で高まる保健、医療及び福祉分野等の支援ニーズへの対応	・ 避難所 ・ 福祉避難所

青森県における大規模災害時の体制【超急性期（～48時間）～移行期（～約5日間）】

～DMAT等による急性期医療ニーズへの対応が活動の中心～

② 体制図



(3) 健康福祉部内の応援体制

- ① 健康福祉部各班が所管する応急業務は、災害救助法による救助の実施、発災初期の救命救急や透析医療の確保、避難所等における健康支援、被災した社会福祉施設への対応等、特定の部門に業務が集中し、所属の職員だけでは対応できない可能性がある。また、災害が勤務時間外に発生したり、職員が被災したりする等により十分な人数が配置できない可能性がある。

災害時の健康福祉部内の職員応援の調整については「健康福祉政策班」が行うが、別に定める動員名簿に基づく応援体制を基本として調整する。

また、健康福祉部長は、被災地域以外の県保健所長のうち、保健医療調整本部に配置となる統括DHEAT※を指名する。

統括DHEATは、必要に応じて、保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部等へのDHEATの配置調整を行うこととする。

※ 統括DHEAT

保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部等において、マネジメント支援を行うDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）のうち、統括的な立場にあるもの。

- ② 県保健所は、健康福祉部出先機関の中でも災害時の役割が多く、発災初期から業務が集中し、所属の職員だけでは対応できない可能性がある。また、災害が勤務時間外に発生したり、職員が被災したりする等により十分な人数が配置できない可能性がある。

災害時の県保健所への職員応援の調整については「健康福祉政策班」が行うが、インフラの被害状況によっては直ちに被災地域へ入ることが困難となる可能性があることから、発災初期は被災地域の地域健康福祉部内からの応援を基本とし、専門職の確保の観点から被災地域外の県保健所からの応援、他都道府県からの応援に順次移行することを基本とする。

また、地震・津波による大規模災害時は、青森県地震・津波被害想定調査における3つの被害想定を踏まえ、県保健所間の応援体制については下表の応援体制を基本として調整することとする。

被害想定	被災地域保健所	発災初期の応援	保健所の応援 (第1順位)	保健所の応援 (第2順位)
太平洋側海溝型地震	三戸地方保健所	地域健康福祉部内	東地方保健所	五所川原保健所
	上十三保健所	同上	五所川原保健所	弘前保健所
	むつ保健所	同上	弘前保健所	東地方保健所
日本海側海溝型地震	五所川原保健所	同上	上十三保健所	三戸地方保健所
	東地方保健所	同上	三戸地方保健所	むつ保健所
	弘前保健所	同上	むつ保健所	上十三保健所
内陸直下型地震	東地方保健所	同上	五所川原保健所	弘前保健所
	むつ保健所	同上	三戸地方保健所	上十三保健所

- ③ 被災地域の県保健所において、被災地域外の県保健所からの応援を得てもなお応急対策を行う上で必要とされる保健師、薬剤師、獣医師などの特定の専門職が極端に不足した時には、「健康福祉政策班」は保健所以外に配属されている専門職を応援職員として派遣することとする。

(4) 保健・医療・福祉関係の受援体制

大規模災害時には、県内外の保健医療活動チーム等が応援に駆けつけるが、この支援を最大限に活かすことができるように受援体制を構築することが重要である。主な支援に係る健康福祉部の担当班（課）は下表のとおりとし、平時から研修・訓練等を通じて、被災県としての保健医療活動チーム等の連携体制構築に努めることとする。

支援者（チーム）	担当班	備考
災害派遣医療チーム（DMAT）	医療薬務班	DMAT調整本部は、県保健医療調整本部に配置
日本医師会災害医療チーム（JMAT）	医療薬務班	県保健医療調整本部にリエゾンを配置
日赤救護班	医療薬務班	県保健医療調整本部にリエゾンを配置
医療救護班	医療薬務班	
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	障害福祉班	DPAT調整本部は、県保健医療調整本部に配置
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	健康福祉政策班	県保健医療調整本部に統括DHEAT等を配置
災害福祉支援チーム（DCAT）	健康福祉政策班	DCAT調整本部は、県保健医療調整本部に配置
歯科医師チーム	がん・生活習慣病対策班	県保健医療調整本部にリエゾンを配置

(5) 編成

災害対策本部健康福祉部の運営を円滑に実施するため、健康福祉部の職員をもって災害対策本部健康福祉部を編成する。

健康福祉部の部員は、年度当初にあらかじめ定める。

健康福祉部の編成は、以下を基本とし、災害の様態やフェーズにより柔軟に対応する。

災害対策本部 健康福祉部		合計		職員		
		a	b	c	d	e
本部		3			部長、次長 2	
健康福祉	統制チーム	2	3	6	6	健康福祉政策課長、健康福祉政策課長代理、総務GM（兼務）、総務サブマネ（人事・組織）、総務GM員（人

政策班				事・組織、予算・経理) 3		
	総務・企画政策・保護チーム	12	15	総務GM、企画政策GM、保護援護GM、総務サブマネ(予算・経理)、保護援護サブマネ(生活保護)、総務G員(庶務・議会・災害、予算・経理) 3、企画政策G員 3、保護援護G員(生活保護) 1、 <u>統括調整本部員 3(企画サブマネ含む)</u>	△ 3	
	地域福祉推進・援護チーム	5	9	地域福祉推進サブマネ、保護援護サブマネ、地域福祉推進G員 2、保護援護G員(援護事務) 1、 <u>保健医療調整本部員 4(地域福祉推進GM含む)</u>	△ 4	
がん・生活習慣病対策班	統制チーム	2	2	がん・生活習慣病対策課長、がん・生活習慣病対策課長代理		
	がん対策推進・健やか力推進チーム	10	8	15	健やか力推進GM、がん対策推進サブマネ、健やか力推進サブマネ 2、がん対策推進G員 2、健やか力推進G員 2、 <u>保健医療調整本部員 3(がん対策推進GM含む)</u> 、DHEAT 1、 <u>統括調整本部員 3</u>	△ 7
医療薬務班	統制チーム	2	2	医療薬務課長、医療薬務課長代理		
	医務指導チーム	25	5	6	医務指導GM、医務指導サブマネ 2、医務指導G員 2、 <u>保健医療調整本部員 1</u>	△ 1
	地域医療確保・良医育成支援チーム	14	14	良医育成支援GM、地域医療確保サブマネ 2、良医育成支援サブマネ、地域医療確保G員 4、良医育成支援G員 2、 <u>保健医療調整本部員 2(地域医療確保GM含む)</u> 、 <u>統括調整本部員 2</u> 、SCU設置運営チーム員 4	△ 4 + 4	
	薬務指導チーム	4	6	薬務指導GM、薬務指導サブマネ、薬務指導G員 2、 <u>保健医療調整本部員 1</u> 、 <u>統括調整本部員 1</u>	△ 2	
保健衛生班	統制チーム	2	2	保健衛生課長、保健衛生課長代理		
	生活衛生チーム	16	4	5	生活衛生GM、生活衛生G員 3、 <u>統括調整本部員 1(生活衛生サブマネ含む)</u>	△ 1
	食品衛生チーム	4	5	食品衛生GM、食品衛生サブマネ 2、食品衛生G員 1、 <u>保健医療調整本部員 1</u>	△ 1	
	感染症対策チーム	3	5	感染症対策GM、感染症対策サブマネ、感染症対策G員 1、 <u>保健医療調整本部員 1</u> 、 <u>統括調整本部員 1</u>	△ 2	
	難病対策チーム	3	5	難病対策GM、難病対策サブマネ、難病対策G員 1、 <u>保健医療調整本部員 1</u> 、 <u>統括調整本部員 1</u>	△ 2	
高齢福祉保険班	統制チーム	3	3	高齢福祉保険課長、国保広域化推進監、高齢福祉保険課長代理		
	高齢者支援・介護保険・介護人材支援チーム	27	10	14	高齢者支援・介護保険GM、介護人材支援GM、高齢者支援・介護保険サブマネ 2、介護人材支援サブマネ、高齢者支援・介護保険G員 2、介護人材支援G員 3、 <u>保健医療調整本部員 1</u> 、 <u>統括調整本部員 2</u> 、SCU設置運営チーム員 1	△ 4
	介護事業者・国保広域化チーム	9	12	介護事業者GM、国保広域化GM、介護事業者サブマネ 2、国保広域化サブマネ、介護事業者G員 2、国保広域化G員 2、 <u>保健医療調整本部員 1</u> 、 <u>統括調整本部員 1</u> 、SCU設置運営チーム員 1	△ 3	
	国保・高齢者医療チーム	5	6	国保・高齢者医療GM、国保・高齢者医療サブマネ、国保・高齢者医療G員 3、 <u>保健医療調整本部員 1</u>	△ 1	
こどもみ	統制チーム	15	2	2	こどもみらい課長、こどもみらい課長代理	

らい班	子育て支援チーム		5	7	子育て支援GM、子育て支援G員4、 <u>保健医療調整本部員1（子育て支援サブマネ含む）、統括調整本部員1</u>	△2		
	児童施設支援チーム		3	5	児童施設支援GM、児童施設支援G員2、 <u>保健医療調整本部員1（児童施設支援サブマネ含む）、統括調整本部員1</u>	△2		
	家庭支援チーム		5	7	家庭支援サブマネ、家庭支援G員4、 <u>保健医療調整本部員1（家庭支援GM含む）、統括調整本部員1</u>	△2		
障害福祉班	統制チーム	1	2	2	障害福祉課長、障害福祉課長代理			
	障害企画・精神保健チーム		4	6	障害企画・精神保健GM、障害企画・精神保健サブマネ、障害企画・精神保健G員2、 <u>保健医療調整本部員1、統括調整本部員1</u>	△2		
	障害者福祉事業者チーム		3	5	障害者福祉事業者GM、障害者福祉事業者サブマネ、障害者福祉事業者G員1、 <u>保健医療調整本部員1、統括調整本部員1</u>	△2		
	社会参加推進チーム		5	7	社会参加推進GM、社会参加推進サブマネ、社会参加推進G員3、 <u>保健医療調整本部員1、統括調整本部員1</u>	△2		
保健医療調整本部		2	6	26	0	健康福祉部長（兼務）、健康福祉部次長2（兼務）、健康福祉政策課地域福祉推進GM、医療業務課地域医療GM、健康福祉政策課員3、がん・生活習慣病対策課員3、医療業務課員3、保健衛生課3、高齢福祉保険課員3、こどもみらい課員3、障害福祉課員3、がん・生活習慣病対策課DHEAT1、地域県民局地域健康福祉部保健総室DHEAT2、十和田食肉衛生検査所三沢支所DHEAT1	2	5
保健医療現地調整本部		5	2	52	0	各地域健康福祉部職員（東青地域県民局地域健康福祉部9、中南地域県民局地域健康福祉部8、三八地域県民局地域健康福祉部7、西北地域県民局地域健康福祉部6、上北地域県民局地域健康福祉部7、下北地域県民局地域健康福祉部5）42、地域県民局地域健康福祉部保健総室DHEAT10	5	2
東青地域県民局地域健康福祉部保健総室		2	6	26	31	保健総室長 他25、 <u>保健医療現地調整本部員3、DHEAT2</u>	△	5
東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室		2	6	26	31	福祉総室長 他25、 <u>保健医療現地調整本部員3、SCU設置運営チーム員2</u>	△	5
東青地域県民局地域健康福祉部こども総室		2	3	23	26	こども総室長 他22、 <u>保健医療現地調整本部員3</u>	△	3
中南地域県民局地域健康福祉部保健総室		3	4	34	40	保健総室長 他33、 <u>保健医療現地調整本部員4、DHEAT2</u>	△	6
中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室		2	1	21	23	福祉総室長 他20、 <u>保健医療現地調整本部員2</u>	△	2
中南地域県民局地域健康福祉部こども総室		1	5	15	17	こども総室長 他14、 <u>保健医療現地調整本部員2</u>	△	2
三八地域県民局地域健康福祉部保健総室		2	9	29	34	保健総室長 他28、 <u>保健医療現地調整本部員2、DHEAT2</u>	△	5
三八地域県民局地域健康福祉部		2	2	22	24	福祉総室長 他21、 <u>保健医療現地調整本部員2</u>	△	2

康福祉部福祉総室					
三八地域県民局地域健康福祉部こども総室	17	17	19	こども総室長 他16、 <u>保健医療現地調整本部員2</u>	△2
西北地域県民局地域健康福祉部保健総室	27	27	32	保健総室長 他26、 <u>保健医療現地調整本部員3、DHEAT2</u>	△5
西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	27	27	30	福祉こども総室長 他26、 <u>保健医療現地調整本部員3</u>	△3
上北地域県民局地域健康福祉部保健総室	28	28	33	保健総室長 他27、 <u>保健医療現地調整本部員3、DHEAT2</u>	△5
上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	34	34	38	福祉こども総室長 他33、 <u>保健医療現地調整本部員4</u>	△4
下北地域県民局地域健康福祉部保健総室	17	17	22	保健総室長 他16、 <u>保健医療現地調整本部員3、DHEAT2</u>	△5
下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室	18	18	20	福祉こども総室長 他17、 <u>保健医療現地調整本部員2</u>	△2
動物愛護センター (動物救護センター)	14	14	14	動物愛護センター所長 他13	
十和田食肉衛生検査所	38	38	38	十和田食肉衛生検査所所長 他37	
十和田食肉衛生検査所 三沢支所	16	16	17	十和田食肉衛生検査所三沢支所所長 他15、 <u>DHEAT1</u>	△1
田舎館食肉衛生検査所	9	9	9	田舎館食肉衛生検査所所長 他8	
女性相談所	5	5	5	女性相談所所長 他4	
子ども自立センターみらい	23	23	23	子ども自立センターみらい所長 他22	
障害者相談センター	12	12	12	障害者相談センター所長 他11	
あすなろ療育福祉センター	61	61	61	あすなろ療育福祉センター所長 他60	
さわらび療育福祉センター	33	33	33	さわらび療育福祉センター所長 他32	
精神保健福祉センター	16	16	16	精神保健福祉センター所長 他15	
合計	798	798	819		△21

※ 人数については、青森県業務継続計画（BCP）【平成31年3月修正】作成時の値

※ a欄（他班等への応援を差し引いた各所属の人数）は、b欄（他班等への応援を差し引いた各チーム等の人数）の所属毎の合計

※ b欄（他班等への応援を差し引いた各チーム等の人数）は、c欄（各チーム等の人数）から、他班等を応援（d欄下線；保健医療調整本部、保健医療現地調整本部、SCU設置運営チーム、統括調整本部への動員職員）する人数（e欄）を差し引いた人数

※ 保健医療現地調整本部の要員は、別に定める動員名簿を踏まえ52名とされているが、災害時は、保健医療現地調整本部の設置場所等により異なるもの

(6) 参集体制

健康福祉部の参集基準は以下のとおりとする。

<平成30年12月27日現在>

①青森県災害初期対応マニュアルに基づき職員動員一覧(※改正版のマニュアルが示されるまでの暫定版) 発表及び台風時は、健康福祉政策課総務グループからWMA I L等を使用し行う。

災害区分	本部等設置基準	(知事)(前知事)	部長	次長	関係課長(健康福祉政策課(長)、医療課(長)、保健衛生課(長))	関係課職員			その他の課職員(関係課(長)以外の課長)			関係出先機関の長(地域健康福祉部(保健総室長)(福祉総室長)(福祉こども総室長))	関係出先機関(地域健康福祉部保健総室、福祉総室、福祉こども総室)	その他の関係出先機関の職員			
						警戒対策要員	応急対策要員	対策要員以外	警戒対策要員	応急対策要員	対策要員以外			警戒対策要員	応急対策要員	対策要員以外	
地震	震度4	準備態勢(1号)															
	震度5弱	災害情報連絡員会議			(自宅)待機												
	震度5強※	災害情報連絡員会議			(自宅)待機												
	震度6以上	災害対策本部	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁
津波	津波注意報	災害対策本部															
	津波警報	災害対策本部	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁
	大津波警報	災害対策本部	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁
台風	警戒段階	災害対策本部															
	災害発生又は一歩規模の台風の通過時	災害対策本部	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁

※震度5強以上の地震が発生した場合等は、「動員名簿の参集体制及び職員の安全確認の取り扱い」により健康福祉部職員及び職員の安全確認をすることとしているもの。

②気象警報(大雨警報、洪水警報、暴風(暴風雪)警報、大雪警報(積雪100cm以上))及び各種注意情報(竜巻注意情報等)が発表された時の職員動員一覧【健康福祉部内の取扱い】各警報等発表時は、下表の基準により自主的に登庁(待機)する。基準以外の参集及び被害の定時報告(臨時報告を除く)の指示等は、健康福祉政策課総務グループからWMA I L等を使用し行う。

災害区分	本部等設置基準	(知事)(前知事)	部長	次長	関係課長(健康福祉政策課(長)、医療課(長)、保健衛生課(長))	関係課職員			その他の課職員(関係課(長)以外の課長)			関係出先機関の長(地域健康福祉部(保健総室長)(福祉総室長)(福祉こども総室長))	関係出先機関(地域健康福祉部保健総室、福祉総室、福祉こども総室)	その他の関係出先機関の職員			
						警戒対策要員	応急対策要員	対策要員以外	警戒対策要員	応急対策要員	対策要員以外			警戒対策要員	応急対策要員	対策要員以外	
大雨等の災害	準備態勢(1号)																
	警報発表時	災害情報連絡員会議															
	警戒段階又は土砂災害警戒発表時(竜巻等)	災害対策本部			(自宅)待機												
	災害発生又は特別警報発表時	災害対策本部	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁	登庁

① 準備態勢（1号配備）

災害に関する情報等の収集及び共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢

態勢等	参集	<p>【地震】</p> <p>健康福祉政策課 災害情報連絡員 健康福祉政策課 1人</p>
配備基準	<p>【地震・津波】</p> <p>○次に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が観測された場合 <p>【風水害】</p> <p>○次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象の注意報が発表された場合 ・竜巻注意情報が発表された場合 	
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有（気象情報等） ・連絡体制の確保 	

② 警戒態勢（2号-1 配備）

災害に関する情報等を収集、共有し、応急対策を実施するとともに、状況に応じて警戒態勢（2号-2 配備）に円滑に移行できる態勢

態勢等	参集	健康福祉政策課 災害情報連絡員 } 17頁一覽参照 警戒対策要員 等
配備基準	<p>【地震・津波】</p> <p>○次に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が観測された場合 <p>【風水害等】</p> <p>○次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種気象警報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、上記の事象が予想される場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合 	
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有 ・連絡体制の確保 ・所管の被害情報の確認 ・保健・医療・福祉の提供体制の確保 	

③ 警戒態勢（2号-2 配備）

災害に関する情報等を収集、共有し、応急対策を実施するとともに、状況に応じて非常態勢（3号配備）に円滑に移行できる態勢

態勢	組織	警戒対策本部
	参集	健康福祉政策課 災害情報連絡員 健康福祉政策課長、医療薬務課長 、保健衛生課長、応急対策要員 等 } 17頁一覽参照
配備基準	<p>【地震・津波】</p> <p>○次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度5強の地震が観測された場合 ・津波注意報が発表された場合 <p>【風水害等】</p> <p>○次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が2時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が本県又は近傍を通過すると予想される場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル3が発表された場合 ・上記に該当しない場合で、県の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合（複数市町村で、災害対策本部等が設置された場合等） 	
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有 ・関係機関との情報共有 ・保健・医療・福祉の提供体制の確保 	

④ 非常態勢（3号配備）

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢

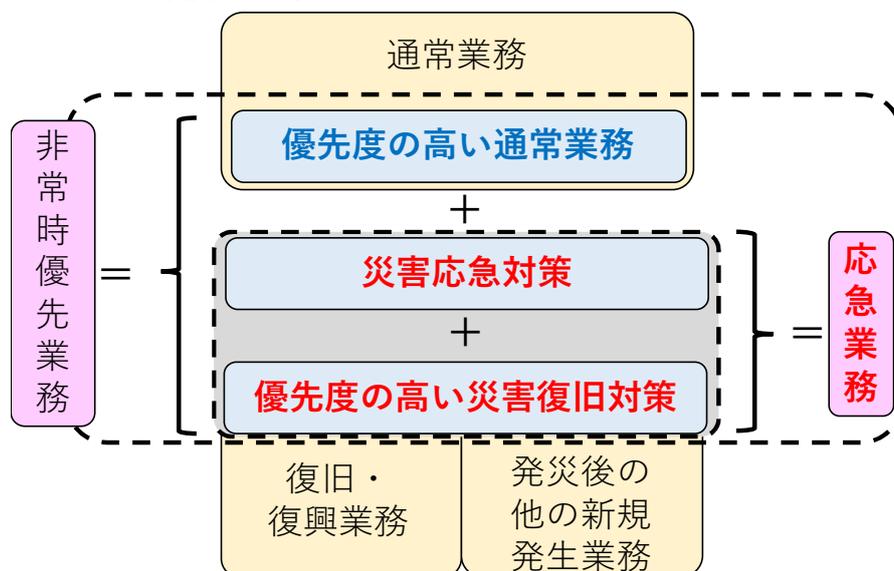
態勢	組織	災害対策本部 保健医療調整本部、保健医療現地調整本部
	参集	全職員
配備基準	<p>【地震・津波】</p> <p>○次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・津波警報又は大津波警報が発表された場合 <p>○次のいずれかに該当し、かつ知事が必要と認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震が発生し、県内に大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・津波による大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 <p>【風水害等】</p> <p>○次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象の特別警報が発表された場合 ・災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火警報のうち噴火警戒レベル4以上が発表された場合 ・岩木山又は八甲田山において噴火により県内に被害が発生した場合 <p>※まさに発生するおそれがある場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風が「大型」、「非常に強い」、「970hPa以下」のいずれかの勢力を保ったまま本県を通過することが予想される場合 ・土砂災害の前兆現象（溪流が急に濁る又は減水する、異様な山鳴りがする等）が見られる場合 <p><保健医療調整本部の設置基準></p> <p>保健医療調整本部は、災害対策本部が設置された場合に、以下の基準により設置することとする。</p>	
		適用
	1号 (自動)	次のいずれかに該当した場合（災害対策本部自動設置基準同）
	2号	20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
	3号	DMA T調整本部が設置された場合
	4号	その他、知事が必要と判断した場合
主な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集及び共有 ・関係機関との情報共有 ・保健・医療・福祉の提供体制の確保 	

2 所掌事務

健康福祉部の意思決定を行う本部の構成の他、各班等の応急業務（下記参考1イメージ図赤字）について以下に記載する。

また、必要に応じて、優先度の高い通常業務（下記参考1イメージ図青字）についても記載することとする。

<参考1 非常時優先業務のイメージ図>



<参考2 非常時優先業務の業務内容>

業務区分	業務内容	備考
応急業務	県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行う業務（初動事務を含む）。	本マニュアルの対象
優先度の高い通常業務	平時から担っている通常業務のうち災害時にも特に継続実施が不可欠な業務。	本マニュアルの対象外

（1）本部（3名）

本部は、健康福祉部の意思決定を行う。

本部は、部長、副部長2名で構成される（副部長2名が報道監を兼務）。

部長には、健康福祉部長を充て、副部長には、健康福祉部次長2名（福祉統括、保健医療統括の各1名）を充てる。

（2）健康福祉部各班

初動対応時の各班の編成については、以下を基本とし、災害の様態やフェーズにより柔軟に対応することとする。

また、部内の支援員等に対応が難しい場合は、専門職員については、他県等に要請する他、統括調整部受援班人的支援チームに部外の支援員を要請することとする。

① 健康福祉政策班

主な役割			班員		
			人数	専門職員	部内支援員※2
統制 チーム (6名)	班長 (チームリーダー)	・健康福祉政策班の統括	1	健康福祉政策課長	
	副班長 (サブリーダー)	・班長の補佐	1	健康福祉政策課長代理(1)、総務GM(兼務)	
	チーム員	・部内職員の安否の確認、取りまとめ、人事班への報告に関する事	1	総務サブマネ(1)	
		・統括調整部等への人員派遣に関する事 ・部内における応援調整に関する事 ・部内所管業務の報道対応・広報に関する事 ・部内所管業務の災害の記録及び資料収集等に関する事 ・公用令書に関する事 ・健康福祉部関係の専門職員の被災地派遣の調整に関する事 ・その他部内の総合調整に関する事	3	総務GM員(3)	
総務・企画 政策・保護 チーム (12名)	チームリーダー	・総務・企画政策・保護チームの統括	1	総務GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	2	企画政策GM・保護・援護GM	
		・分掌事務に係る被害情報等の収集、取りまとめ及び統括調整部への報告に関する事 ・統括調整部との連絡調整に関する事 ・部内における災害対策の企画・立案に関する事	3	総務サブマネ(1)、 総務GM員(1)、 企画政策GM員(1)	
・家屋、生活資材等の被害状況、措置状況の把握に関する事(うち部内のとりまとめに関する事) ・被災地域内の避難所及び避難者数の把握に関する事 ・応援市町村及び他道県の避難所の調整、あっせんに関する事 ・福祉避難所の開設・運営等の支援に関する事 ・要配慮者の被災状況の把握に関する事		6	総務GM員(3)、 企画政策GM員(2)、 保護・援護GM員(1)		

		<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）及び法外援護の運用に関する事 ・災害救助用備蓄物資に関する事 ・義援金の受入れに関する事 ・災害弔慰金及び災害援護資金に関する事 ・生業に必要な資金の貸与に関する事 ・保健医療調整本部の設置・運営に関する事 ・保健医療現地調整本部の設置・運営の支援に関する事 ・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 ・J R A Tとの連絡調整に関する事 ・家屋、生活資材等の被害状況、措置状況の把握に関する事（うち保護施設に関する事） ・生活保護に関する事※1 			
地域福祉推進・援護チーム（5名）	チームリーダー	・地域福祉推進チームの統括	1	地域福祉推進サブマネ	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	1	保護援護サブマネ	
	チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、生活資材等の被害状況、措置状況の把握に関する事（うち社会福祉施設等の部内のとりにまとめに関する事） ・健康福祉部所管の県有施設等の調整、提供、あっせんに関する事 ・生活相談に関する事 	2	地域福祉推進G員（1）、保護・援護G員（1）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の福祉支援ネットワークに関する事 ・D C A Tとの連絡調整に関する事※4 ・D C A Tの派遣に関する事 	1	地域福祉推進G員（1）	

※1 通常業務のうち優先度の高い業務

※2 部内支援員は業務の部内他班からの応援職員

※3 その他健康福祉政策課員のうち、4名は保健医療調整本部に配置となる他、3名は統括調整本部に配置

※4 保健医療調整本部設置時は、保健医療調整本部内に設置されるD C A T調整本部が行う

② がん・生活習慣病対策班

主な役割		班員		
		人数	専門職員	部内支援員※2
統制チーム（2名）	班長（チームリーダー） ・がん・生活習慣病対策班の統括	1	がん・生活習慣病対策課長	

	副班長 (サブリーダー)	・班長の補佐	1	がん・生活習慣病対策課長代理	
がん対策・健やか力推進チーム (8名)	チームリーダー	・がん対策・健やか力推進チームの統括	1	健やか力推進GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	2	健やか力推進サブマネ(1)、がん対策推進サブマネ(1)	
	チーム員	・災害時の保健師活動に関すること ・保健師の派遣に関すること	2	健やか力推進サブマネ(1)、がん対策推進G員(1)	
		・災害時の栄養・食生活支援に関すること ・管理栄養士・栄養士の派遣に関すること	1	健やか力推進G員(1)	
		・歯科医師会との連絡調整に関すること ・歯科医師チームの派遣に関すること	1	健やか力推進G員(1)	
	・肝炎医療費助成に関すること※1	1	がん対策推進G員(1)		

※1 通常業務のうち優先度の高い業務

※2 部内支援員は業務の部内他班からの応援職員

※3 がん・生活習慣病対策課員のうち、4名は保健医療調整本部に配置となる他、3名は統括調整本部に配置

③ 医療薬務班

主な役割			班員		
			人数	専門職員	部内支援員※2
統制チーム (2名)	班長 (チームリーダー)	・医療薬務班の統括	1	医療薬務課長	
	副班長 (サブリーダー)	・班長の補佐	1	医療薬務課長代理	
医務指導チーム (5名)	チームリーダー	・医務指導チームの統括	1	医務指導GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	2	医務指導サブマネ(2)	
	チーム員	・医療機関の被害状況、措置状況の	1	医務指導G員	

		把握及び対策に関すること		(1)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の開設等に関すること ・ 看護協会との連絡調整に関すること ・ 医療安全支援センター業務※1 	1	医務指導GM (1)	
地域医療確保・良医育成支援チーム (14名)	チームリーダー	・ 地域医療確保・良医育成支援チームの統括	1	地域医療確保サブマネ(1)	
	サブリーダー	・ チームリーダーの補佐	1	良医育成支援GM(1)	
	チームリーダー	・ SCU設置・運営に関すること	8	地域医療確保サブマネ(1)、地域医療確保GM(1)、良医育成支援(2)	4
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の負傷者受入れ体制の把握に関すること ・ 受入れ可能な医療機関の調整、あっせんに関すること ・ 救護班の編成、派遣、あっせんに関すること ・ 応援市町村及び他道県からの救護班、医薬品等の調整、あっせんに関すること(うち救護班に関すること) ・ DMATの派遣に関すること ・ DMATとの連絡調整に関すること※4 ・ 日赤救護班との連絡調整に関すること※5 ・ 医師会との連絡調整に関すること ・ JMATとの連絡調整に関すること※5 ・ JMATの派遣に関すること ・ 産科医の派遣に関すること ・ 小児科医の派遣に関すること ・ 災害医療コーディネーターの配置に関すること 	3	良医育成支援サブマネ(1)、地域医療確保GM(2)	
		・ ドクターヘリ運航業務※6	1	地域医療確保GM(1)	
薬務指導チーム (4名)	チームリーダー	・ 薬務指導チームの統括	1	薬務指導GM	
	サブリーダー	・ チームリーダーの補佐	1	薬務指導サブマネ(1)	

	チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器、医療用ガス等の調達、輸送、供給、あっせんに関すること ・応援市町村及び他道県からの救護班、医薬品等の調整、あっせんに関すること（うち医薬品等に関すること） ・薬剤師会との連絡調整に関すること ・医薬品卸組合等との連絡調整に関すること ・医薬品等集積所の管理・運営に関すること ・原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること ・原子力災害医療派遣チームの派遣に関すること ・原子力災害拠点病院等との連絡調整に関すること ・原子力災害医療協力機関との連絡調整に関すること ・臓器移植対策業務※1 	2	薬務指導G員 (2)	
--	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---------------	--

※1 通常業務のうち優先度の高い業務

※2 部内支援員は業務の部内他班からの応援職員

※3 医療薬務課員のうち、5名は保健医療調整本部に配置となる他、3名は統括調整本部に配置

※4 保健医療調整本部設置時は、保健医療調整本部内に設置されるDMAT調整本部が行う

※5 保健医療調整本部設置時は、保健医療調整本部内に配置されるJMAT又は日赤リエゾンに対応を依頼する

※6 医療薬務班リエゾンとして保健医療調整本部に配置

④ 保健衛生班

主な役割			班員		
			人数	専門職員	部内支援員※2
統制チーム (2名)	班長 (チームリーダー)	・保健衛生班の統括	1	保健衛生課長	
	副班長 (サブリーダー)	・班長の補佐	1	保健衛生課長代理(1)	
生活衛生チーム (4名)	チームリーダー	・生活衛生チームの統括	1	生活衛生GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	1	生活衛生G員(1)	

	チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の被害状況等の情報収集及び報告に関すること ・給水活動に係る関係機関への応援要請に関すること ・市町村等水道事業者が行う水道復旧活動に係る関係機関への応援要請に関すること 	1	生活衛生G員 (1)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬及び遺体安置所の確保に係る関係機関への応援要請に関すること ・火葬に必要な物品等（棺、ドライアイス、霊柩車等）の手配に関する関係機関への応援要請に関すること 	1	生活衛生G員 (1)	
食品衛生チーム (4名)	チームリーダー	・食品衛生チームの統括	1	食品衛生GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	1	食品衛生サブマネ (1)	
	チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・食品監視及び配給される食品の衛生確保に関すること ・食中毒対策業務※1 	1	食品衛生G員 (1)	
		<ul style="list-style-type: none"> ・死亡獣畜の処理に関すること ・被災した家庭動物等の保護及び同行避難等に関すること ・動物救護本部の設置・運営に関すること ・狂犬病予防対策事業※1 	1	食品衛生G員 (1)	
感染症対策チーム(3名)	チームリーダー	・感染症対策チームの統括	1	感染症対策GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	1	感染症対策サブマネ	
	チーム員	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生情報の収集・把握・報告に関すること ・保健所における疫学調査班の編成、積極的疫学調査及び感染症対策（各種防疫指導、健康診断等）の実施の指示に関すること ・感染症対策に関する予防教育及び広報に関すること ・臨時予防接種に関すること ・市町村が行う防疫及び保健衛生対応の県による代替に関すること 	1	感染症対策G員 (1)	

		・防疫及び保健衛生対応に係る広域応援の要請に関すること ・感染症関係業務※1			
難病対策チーム(3名)	チームリーダー	・難病対策チームの統括	1	難病対策GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	1	難病対策サブマネ(1)	
	チーム員	・人工呼吸器を装着した在宅難病患者の支援に関すること	1	難病対策GM(1)	

※1 通常業務のうち優先度の高い業務

※2 部内支援員は業務の部内他班からの応援職員

※3 保健衛生課員のうち、3名は保健医療調整本部に配置となる他、3名は統括調整本部に配置

⑤ 高齢福祉保険班

主な役割			班員		
			人数	専門職員	部内支援員※1
統制チーム(3名)	班長(チームリーダー)	・高齢福祉保険班の統括	1	高齢福祉保険課長	
	副班長(サブリーダー)	・班長の補佐	2	国保広域化推進監、高齢福祉保険課長代理	
高齢者支援・介護保険・介護人材支援チーム(10名)	チームリーダー	・高齢者支援・介護保険・介護人材支援チームの統括	1	高齢者支援・介護保険GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	3	介護人材支援GM、高齢者支援・介護保険サブマネ(1)、介護人材支援サブマネ(1)	
	チーム員	・介護保険関連事務に関すること	1	高齢者支援・介護保険GM(1)	
		・福祉避難所の開設・運営等の支援に関すること	5	高齢者支援・介護保険サブマネ(1)、高齢者支援・介護保険GM(1)、介護保険・介護人材支援GM(3)	
介護事業	チーム	・介護事業者・国保広域化チーム	1	介護事業者GM	

者・国保広 域化チーム (9名)	リーダー	の統括			
	サブ リーダー	・チームリーダーの補佐	2	国保広域化GM、 介護事業者サブ マネ(1)	
	チーム リーダー	・社会福祉施設等の被災状況の把握及び対策に関すること(うち老人福祉施設等に関すること)	4	介護事業者サブ マネ(1)、国保 広域化サブマネ (1)、介護事業 者G員(1)、国保 広域化G員(1)	
		・社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること(うち老人福祉施設等に関すること)	2	介護事業者G員 (1)、国保広域 化G員(1)	
国保・高齢 者医療チー ム(5名)	チーム リーダー	・国保・高齢者医療チームの統括	1	国保・高齢者医療 GM	
	サブ リーダー	・チームリーダーの補佐	1	国保・高齢者医療 サブマネ	
	チーム員	・国民健康保険関連事務に関する こと	2	国保・高齢者医療 G員(2)	
		・後期高齢者医療制度関連事務に 関すること	1	国保・高齢者医療 G員(1)	

※1 部内支援員は業務の部内他班からの応援職員

※2 高齢福祉保険課員のうち、3名は保健医療調整本部に配置となる他、3名は統括調整本部に配置

⑥ こどもみらい班

主な役割			班員		
			人数	専門職員	部内 支援員※2
統制 チーム (2名)	班長 (チームリ ーダー)	・こどもみらい班の統括	1	こどもみらい課 長	
	副班長 (サブリー ダー)	・班長の補佐	2	こどもみらい課 長代理	
子育て支援 チーム (5名)	チーム リーダー	・子育て支援チームの統括	1	子育て支援GM	
	サブ リーダー	・チームリーダーの補佐	1	子育て支援サブ マネ(1)	
	チーム員	・被災児童の対策に関する こと	2	子育て支援G員	

				(2)	
		・ 社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること（うち児童相談所、社会的養護関係施設等に関すること） ・ 児童扶養手当関係業務※1	1	子育て支援G員 (1)	
児童施設支援チーム (3名)	チームリーダー	・ 児童施設支援チームの統括	1	児童施設支援GM	
	サブリーダー	・ チームリーダーの補佐	1	児童施設G員(1)	
	チーム員	・ 社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること（うち認定こども園、保育所に関すること）	1	児童施設G員(1)	
家庭支援チーム (5名)	チームリーダー	・ 家庭支援チームの統括	1	家庭支援サブマネ(1)	
	サブリーダー	・ チームリーダーの補佐	1	家庭支援G員(1)	
	チーム員	・ 被災母子世帯の対策に関すること	1	家庭支援G員(1)	
		・ 社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること（うち女性相談所に関すること）	1	家庭支援G員(1)	
		・ 助産師の派遣に関すること	1	家庭支援G員(1)	

※1 通常業務のうち優先度の高い業務

※2 部内支援員は業務の部内他班からの応援職員

※3 こどもみらい課員のうち、3名は保健医療調整本部に配置となる他、3名は統括調整本部に配置

⑦ 障害福祉班

主な役割			班員		
			人数	専門職員	部内支援員※2
統制チーム (2名)	班長 (チームリーダー)	・ 障害福祉班の統括	1	障害福祉課長	
	副班長 (サブリーダー)	・ 班長の補佐	2	障害福祉課長代理	
障害企画・精神保健チ	チームリーダー	・ 障害企画・精神保健チームの統括	1	障害企画・精神保健GM	

チーム (4名)	サブリーダー	・チームリーダーの補佐 ・被災障害者の対策に関すること	1	障害企画・精神保健サブマネ(1)	
	チーム員	・心のケア対策に関すること ・措置入院及び自立支援医療(精神関係)の支払、レセプト審査業務※1	1	障害企画・精神保健G員(1)	
		・DPATとの連絡調整に関すること※4 ・DPATの派遣に関すること ・精神保健福祉システムの運営業務※1	1	障害企画・精神保健G員(1)	
障害福祉事業者チーム (3名)	チームリーダー	・障害福祉事業者チームの統括	1	障害福祉事業者GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	1	障害福祉事業者サブマネ(1)	
	チーム員	・社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること(うち障害者支援施設等に関すること) ・社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること(うち障害者支援施設等に関すること) ・福祉サービス利用者からの苦情・相談業務※1	1	障害福祉事業者G員(1)	
社会参加推進チーム (5名)	チームリーダー	・社会参加推進チームの統括	1	社会参加推進GM	
	サブリーダー	・チームリーダーの補佐	1	社会参加推進サブマネ(1)	
		・福祉避難所の開設・運営等の支援に関すること ・手話通訳者の派遣に関すること ・点字資料の作成に関すること ・身体障害者手帳業務及び愛護手帳業務※1 ・自立支援医療(更生医療)業務※1 ・特別障害者手当等給付業務※1 ・障害児等療育支援業務※1	3	社会参加推進G員(3)	

※1 通常業務のうち優先度の高い業務

※2 部内支援員は業務の部内他班からの応援職員

※3 障害福祉課員のうち、3名は保健医療調整本部に配置となる他、3名は統括調整本部に配置

※4 保健医療調整本部設置時は、保健医療調整本部内に設置されるDPAT調整本部が行う

(3) 保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部

保健医療調整本部は、医療ニーズについては、本部災害医療コーディネーター、保健福祉ニーズについては、統括DHEATの助言等を踏まえ、対応方針（案）を作成する。

各班は、保健医療調整本部で作成した対応方針（案）を踏まえ、対応方針を決定し、応急業務を遂行する。

① 保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部の業務

青森県保健医療調整本部設置要綱及び青森県保健医療現地調整本部設置要綱に基づき、適切な医療を確保し、二次的な健康被害を防ぐため、以下の業務を行うこととする。

ア 保健医療調整本部（県庁北棟2階）の業務

	要綱第3条に規定する業務
I	災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DCAT）等の保健医療活動チームの保健所への派遣の調整等
II	保健医療活動チームとの情報連携
III	各青森県保健医療現地調整本部が整理及び分析した情報の取りまとめ
IV	その他保健医療活動に係る総合的な調整に関する必要な事項

イ 保健医療現地調整本部（被災市町村を所管する県保健所）の業務

	要綱第3条に規定する業務
I	災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DCAT）等の保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整等
II	保健医療活動チーム及び市町村との情報連携
III	収集した被害状況、保健医療ニーズ、保健医療活動チームの活動状況等の整理及び分析並びに保健医療調整本部への報告
IV	その他保健医療活動に係る調整に関する必要な事項

② 保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部の役割分担の例

保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部の役割分担の例について以下に記載する。

ア 保健医療調整本部（北棟2階 災害対策本部室）

役割	人員
保健医療調整本部長（健康福祉部長）※1	1名
保健医療調整副本部長（健康福祉部次長）※1	1名
本部災害医療コーディネーター	1名

統括 DHEAT（被災市町村を所管する保健所以外の保健所長）		1名
災害時小児周産期リエゾン		1名
災害福祉コーディネーター		1名
実務統括（急性期；地域医療確保 GM、回復期；地域福祉推進 GM）		1名
副実務統括（急性期；地域福祉推進 GM、回復期；地域医療確保 GM）		1名
※2		
DHEAT（ToDo 管理）※本庁又は公所における DHEAT 動員職員を想定		3名
搬送調整担当（医療薬務課ドクターヘリ担当を想定）		1名
その他 本部長	クロノロ担当（ライティングシート書き出し）	1名
	クロノロ担当（EMIS 登録、データベース作成）※3	1名
	記録係（連絡先等のライティングシート書き出し（加/除く））	1名
	メール管理（発信）※4	1名
	メール管理（受信）兼 連絡係	1名
	連絡係	2名
計		19名

- ※1 保健医療調整本部長及び保健医療調整副本部長については、健康福祉部長及び健康福祉部次長の職にある者をもって充てるとしているが、部全体の非常時優先業務の対応も必要なため、原則として北棟6階の執務室で業務にあたることとし、必要に応じて北棟2階の災害対策本部室で業務を遂行することとする。
- ※2 副実務統括は、必要に応じて報告書作成を行うこととする。
- ※3 人員の参集状況により、ライティングシートへの書き出しを優先することとするが、別に定める「青森県広域災害救急医療情報システム操作マニュアル 4「活動記録（クロノロジー）」登録手順」を参照し、広域災害救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）上で、データベースを作成することにより、保健医療調整本部、保健医療現地調整本部及び保健医療活動チーム等が情報連携し対応することとする。
- ※4 県職員同士の情報連携のため、要請、対応状況（コンセンサスマーケティングの内容を含む）及び処置の結果等を適宜、関係者へ情報発信する役割であるが、人員の参集状況により、メール管理（受信）の人員と兼務することとする。
- ※5 上記保健医療調整本部事務局の他、保健医療調整本部の事務局を支援する以下のロジスティックチームを保健医療調整本部に置くこととする。

【保健医療調整本部事務局支援ロジスティックチーム】

災害医療コーディネーター及び統括 DHEAT が助言及び調整を行うにあたり、必要な情報をとりまとめ、対応策の立案を補助する役割として、保健医療調整本部の事務局を支援するロジスティックチームのこと

イ 保健医療現地調整本部（被災市町村を所管する県保健所）

役割	人員
保健医療現地調整本部長（保健所長）	1名
保健医療現地調整副本部長	1名

地域災害医療コーディネーター		1名
総務・情報統括班長（指導予防課長を想定）		1名
総務・情報統括班長補佐（指導予防課災害担当を想定）※2		1名
医療対策班長（場合により、上記総務・情報統括班長が兼務）		1名
ロジ班長（生活衛生課長を想定、避難所等支援班長補佐を兼務）		1名
避難所等支援班長（健康増進課長を想定）		1名
DHEAT	医療救護担当（他圏域からの応援職員を想定、医療対策班長補佐を兼務）	2名
	避難所評価担当（他圏域からの応援職員を想定、避難所等支援班長補佐を兼務）	2名
	ToDo管理担当（自保健所職員及び他圏域からの応援職員を想定）	3名
その他 本部門	クロノロ担当（ライティングシート書き出し）	1名
	クロノロ担当（データベース作成（EMIS登録））※3	1名
	記録係（連絡先等のライティングシート書き出し（クロノ除く））	1名
	メール管理（発信）※4	1名
	メール管理（受信）兼 連絡係	1名
	連絡係	3名
計		23名

- ※1 班長の名称等については、本マニュアル資料編 2-90 頁（保健所における大規模災害時の指揮系統図（例））を参照。
- ※2 総務・情報統括班長補佐は、報告書作成を担うことを想定。
- ※3 上記アの保健医療調整本部と同様に、人員の参集状況により、ライティングシートへの書き出しを優先することとする。
- ※4 上記アの保健医療調整本部と同様に、人員の参集状況により、メール管理（受信）の人員と兼務することとする。

ウ 保健医療現地調整本部市町村支部（市町村災害対策本部）

青森県保健医療現地調整本部設置要綱第8条により、保健医療現地調整本部長は、市町村との情報連携体制確保のため、保健医療調整本部長が指示し、又は保健医療調整本部長の了承を得た市町村災害対策本部に保健医療現地調整本部市町村支部を設置することとし、保健医療現地調整本部市町村支部員の役割分担の例を以下に記載する。

役割		人員
受援調整窓口	統括業務調整員（県保健所職員を想定）※1	1名
	統括保健師（県保健所職員を想定）	1名
	副統括業務調整員（県保健所職員を想定）※2	1名
業務調整員	EMIS入力、避難所情報総括表の作成等※3	3～7名
計		6～10名

- ※1 統括業務調整員は、報告書の作成を担当
- ※2 副統括業務調整員は、メール管理（受信、発信）を担当する他、統括業務調整員の指示により、EMIS入力等を担当する業務調整員（福祉総室及びこども総室職員を想定）の指揮を行う。
- ※3 EMIS入力及び避難所情報日報の作成の他、副統括業務調整員の指示により、連絡係等の業務を行うこととする。

(4) 健康福祉部出先機関

① 動物愛護センター

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	被災動物対策
応急業務	2	動物救護センターの運営に関すること

② 十和田食肉衛生検査所

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	動物救護本部・保健医療調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	2	と畜検査業務

③ 十和田食肉衛生検査所三沢支所

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	動物救護本部・保健医療調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	2	と畜検査業務

④ 田舎館食肉衛生検査所

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	動物救護本部・保健医療調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	2	と畜検査業務

⑤ 女性相談所

業務区分	連番	主な役割
通常業務	1	要保護女子及び配偶者からの暴力被害者等の相談・支援に関する業務
通常業務	2	配偶者暴力相談支援センター（基幹センター）としての業務
通常業務	3	要保護女子、配偶者からの暴力被害者の一時保護に関する業務

⑥ 子ども自立センターみらい

業務区分	連番	主な役割
通常業務	1	給食調理業務
通常業務	2	児童生活指導業務

⑦ 障害者相談センター

業務区分	連番	主な役割
通常業務	1	身体障害者手帳・愛護手帳システムの管理
通常業務	2	身体障害者手帳交付事務
通常業務	3	愛護手帳交付事務

⑧ あすなる療育福祉センター

業務区分	連番	主な役割
通常業務	1	給食関係業務
通常業務	2	入所、通所者の介護業務
通常業務	3	重症心身障害児の通所支援
通常業務	4	在宅障害児者に対するサービス提供業務

⑨ さわらび療育福祉センター

業務区分	連番	主な役割
通常業務	1	給食関係業務
通常業務	2	入所、通所者の介護業務
通常業務	3	重症心身障害児の通所支援

⑩ 精神保健福祉センター

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	こころのケアホットラインの設置に関すること
応急業務	2	こころのケアチームスタッフの派遣に関すること
通常業務	3	こころの相談電話に関すること
通常業務	4	精神科診療に関すること

⑪ 東青地域県民局地域健康福祉部保健総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	各種相談窓口対応
応急業務	2	災害時の保健師活動に関すること
応急業務	3	災害時の栄養・食生活支援に関すること
応急業務	4	医療機関の被害状況の把握及び対策に関すること
応急業務	5	給水に関すること
応急業務	6	死亡獣畜の処理に関すること
応急業務	7	死体の処理、墓地及び埋葬に関すること
応急業務	8	人工呼吸器を装着した在宅難病患者、小児慢性特定疾病児童の支援に関すること
応急業務	9	医療用薬品のあつ旋及び輸送に関すること
応急業務	10	感染症対策に関すること
応急業務	11	食品監視に関すること
応急業務	12	こころのケアチームスタッフの派遣に関すること
応急業務	13	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	14	結核予防関係業務
通常業務	15	食中毒調査業務
通常業務	16	精神障害者等の保護申請及び通報等に関する業務
通常業務	17	医療相談窓口業務

⑫ 東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	健康福祉部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること
応急業務	2	災害救助法に関すること
応急業務	3	被災母子世帯の対策に関すること
応急業務	4	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
応急業務	5	SCUの運営の支援に関すること
通常業務	6	助産及び母子保護実施の業務
通常業務	7	生活保護業務
通常業務	8	児童扶養手当の認定等業務
通常業務	9	特別児童扶養手当の認定等業務
通常業務	10	特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当の認定等業務
通常業務	11	要保護女子及びDV相談に関する業務

⑬ 東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	被災児童の対策に関すること
応急業務	2	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	3	児童相談業務
通常業務	4	心理判定・心理療法業務
通常業務	5	一時保護業務

⑭ 中南地域県民局地域健康福祉部保健総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	各種相談窓口対応
応急業務	2	災害時の保健師活動に関すること
応急業務	3	災害時の栄養・食生活支援に関すること
応急業務	4	医療機関の被害状況の把握及び対策に関すること
応急業務	5	給水に関すること
応急業務	6	死亡獣畜の処理に関すること
応急業務	7	死体の処理、墓地及び埋葬に関すること
応急業務	8	人工呼吸器を装着した在宅難病患者、小児慢性特定疾病児童の支援に関すること
応急業務	9	医療用薬品のあつ旋及び輸送に関すること
応急業務	10	感染症対策に関すること
応急業務	11	食品監視に関すること
応急業務	12	こころのケアチームスタッフの派遣に関すること
応急業務	13	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	14	結核予防関係業務
通常業務	15	食中毒調査業務
通常業務	16	精神障害者等の保護申請及び通報等に関する業務
通常業務	17	医療相談窓口業務
通常業務	18	負傷動物の収容、抑留犬の返還、犬猫の引き取り業務

⑮ 中南地域県民局地域健康福祉部福祉総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	健康福祉部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること
応急業務	2	災害救助法に関すること
応急業務	3	被災母子世帯の対策に関すること
応急業務	4	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	5	助産及び母子保護実施の業務
通常業務	6	要保護女子及びDV相談に関する業務
通常業務	7	生活保護業務

⑯ 中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	被災児童の対策に関すること
応急業務	2	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	3	児童相談業務
通常業務	4	心理判定・心理療法業務

⑰ 三八地域県民局地域健康福祉部保健総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	各種相談窓口対応
応急業務	2	災害時の保健師活動に関する事
応急業務	3	災害時の栄養・食生活支援に関する事
応急業務	4	医療機関の被害状況の把握及び対策に関する事
応急業務	5	給水に関する事
応急業務	6	死亡獣畜の処理に関する事
応急業務	7	死体の処理、墓地及び埋葬に関する事
応急業務	8	人工呼吸器を装着した在宅難病患者、小児慢性特定疾病児童の支援に関する事
応急業務	9	医療用薬品のあつ旋及び輸送に関する事
応急業務	10	感染症対策に関する事
応急業務	11	食品監視に関する事
応急業務	12	こころのケアチームスタッフの派遣に関する事
応急業務	13	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関する事
通常業務	14	結核予防関係業務
通常業務	15	食中毒調査業務
通常業務	16	精神障害者等の保護申請及び通報等に関する業務
通常業務	17	医療相談窓口業務
通常業務	18	負傷動物の収容、抑留犬の返還、犬猫の引き取り業務

⑱ 三八地域県民局地域健康福祉部福祉総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	健康福祉部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関する事
応急業務	2	災害救助法に関する事
応急業務	3	被災母子世帯の対策に関する事
応急業務	4	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関する事
通常業務	5	助産及び母子保護実施の業務
通常業務	6	要保護女子及びDV相談に関する業務
通常業務	7	生活保護業務

⑲ 三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	被災児童の対策に関する事
応急業務	2	児童相談業務
通常業務	3	心理判定・心理療法業務
通常業務	4	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関する事

⑳ 西北地域県民局地域健康福祉部保健総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	各種相談窓口対応
応急業務	2	災害時の保健師活動に関すること
応急業務	3	災害時の栄養・食生活支援に関すること
応急業務	4	医療機関の被害状況の把握及び対策に関すること
応急業務	5	給水に関すること
応急業務	6	死亡獣畜の処理に関すること
応急業務	7	死体の処理、墓地及び埋葬に関すること
応急業務	8	人工呼吸器を装着した在宅難病患者、小児慢性特定疾病児童の支援に関すること
応急業務	9	医療用薬品のあつ旋及び輸送に関すること
応急業務	10	感染症対策に関すること
応急業務	11	食品監視に関すること
応急業務	12	こころのケアチームスタッフの派遣に関すること
応急業務	13	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	14	結核予防関係業務
通常業務	15	食中毒調査業務
通常業務	16	精神障害者等の保護申請及び通報等に関する業務
通常業務	17	医療相談窓口業務
通常業務	18	負傷動物の収容、抑留犬の返還、犬猫の引き取り業務

㉑ 西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	健康福祉部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること
応急業務	2	災害救助法に関すること
応急業務	3	被災児童の対策に関すること
応急業務	4	被災母子世帯の対策に関すること
応急業務	5	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	6	助産及び母子保護実施の業務
通常業務	7	要保護女子及びDV相談に関する業務
通常業務	8	児童相談業務
通常業務	9	心理判定・心理療法業務
通常業務	10	生活保護業務

②② 上北地域県民局地域健康福祉部保健総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	各種相談窓口対応
応急業務	2	災害時の保健師活動に関すること
応急業務	3	災害時の栄養・食生活支援に関すること
応急業務	4	医療機関の被害状況の把握及び対策に関すること
応急業務	5	給水に関すること
応急業務	6	死亡獣畜の処理に関すること
応急業務	7	死体の処理、墓地及び埋葬に関すること
応急業務	8	人工呼吸器を装着した在宅難病患者、小児慢性特定疾病児童の支援に関すること
応急業務	9	医療用薬品のあつ旋及び輸送に関すること
応急業務	10	感染症対策に関すること
応急業務	11	食品監視に関すること
応急業務	12	こころのケアチームスタッフの派遣に関すること
応急業務	13	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	14	結核予防関係業務
通常業務	15	食中毒調査業務
通常業務	16	精神障害者等の保護申請及び通報等に関する業務
通常業務	17	医療相談窓口業務
通常業務	18	負傷動物の収容、抑留犬の返還、犬猫の引き取り業務

②③ 上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	健康福祉部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること
応急業務	2	災害救助法に関すること
応急業務	3	被災児童の対策に関すること
応急業務	4	被災母子世帯の対策に関すること
応急業務	5	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	6	助産及び母子保護実施の業務
通常業務	7	要保護女子及びDV相談に関する業務
通常業務	8	児童相談業務
通常業務	9	心理判定・心理療法業務
通常業務	10	生活保護業務

②④ 下北地域県民局地域健康福祉部保健総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	各種相談窓口対応
応急業務	2	災害時の保健師活動に関すること
応急業務	3	災害時の栄養・食生活支援に関すること
応急業務	4	医療機関の被害状況の把握及び対策に関すること
応急業務	5	給水に関すること
応急業務	6	死亡獣畜の処理に関すること
応急業務	7	死体の処理、墓地及び埋葬に関すること
応急業務	8	人工呼吸器を装着した在宅難病患者、小児慢性特定疾病児童の支援に関すること
応急業務	9	医療用薬品のあつ旋及び輸送に関すること
応急業務	10	感染症対策に関すること
応急業務	11	食品監視に関すること
応急業務	12	こころのケアチームスタッフの派遣に関すること
応急業務	13	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	14	結核予防関係業務
通常業務	15	食中毒調査業務
通常業務	16	精神障害者保健福祉手帳事務
通常業務	17	医療相談窓口業務
通常業務	18	負傷動物の収容、抑留犬の返還、犬猫の引き取り業務

㊫ 下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室

業務区分	連番	主な役割
応急業務	1	健康福祉部分掌事務に係る災害情報収集及び被害調査に関すること
応急業務	2	災害救助法に関すること
応急業務	3	被災児童の対策に関すること
応急業務	4	被災母子世帯の対策に関すること
応急業務	5	保健医療現地調整本部等の運営の支援に関すること
通常業務	6	助産及び母子保護実施の業務
通常業務	7	要保護女子及びDV相談に関する業務
通常業務	8	児童相談業務
通常業務	9	心理判定・心理療法業務
通常業務	10	生活保護業務

3 災害対策本部健康福祉部会議

健康福祉部長は、県の災害対策を推進するため、健康福祉部長、健康福祉部次長及び部内各班長で構成する会議を以下のとおり開催し、応急対策に関する意思決定を行う。

(1) 会議の目的

会議は、状況認識するとともに、対応方針を決定する。

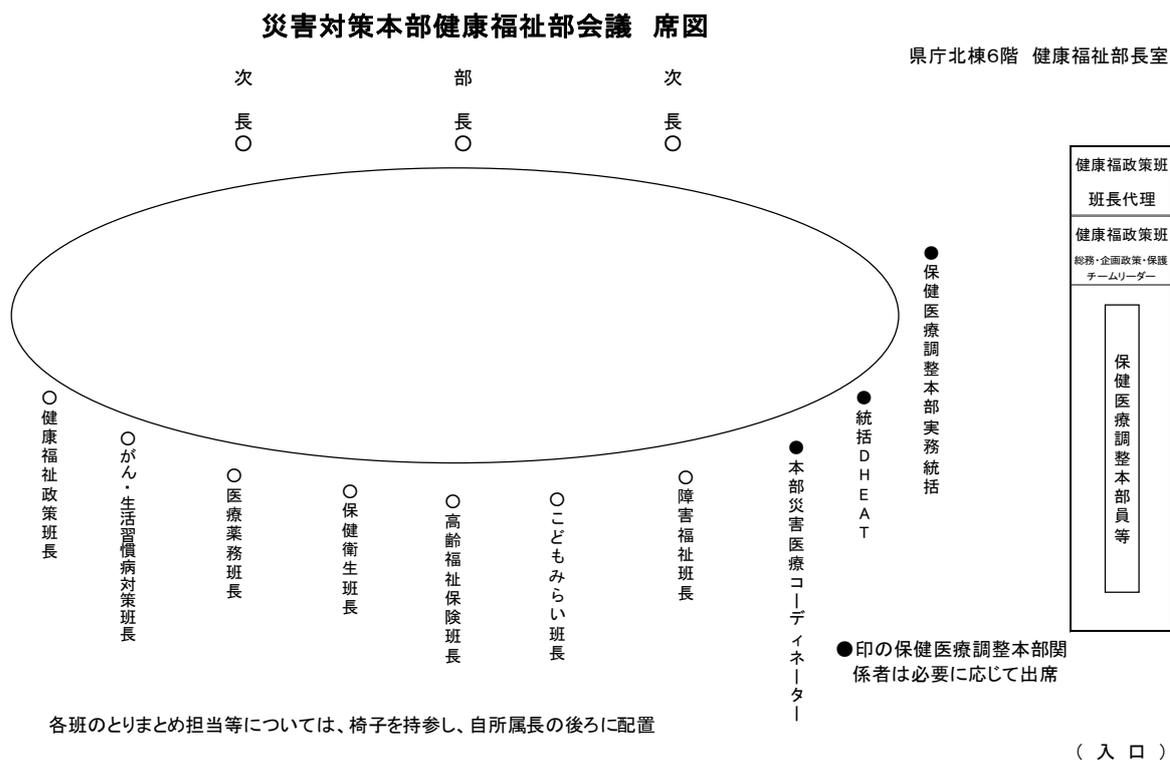
(2) 会議の開催

会議は、健康福祉部長、健康福祉部次長、部内各班長その他、必要に応じ保健医療調整本部員等の関係者も参加し、開催する。

開催の決定は、健康福祉政策班統制チームが行うが、会議の事務局は、健康福祉政策班総務・企画政策・保護チームに置くこととする。

(3) 開催場所及び席図等

原則として、健康福祉部長室で行うこととし、以下に席図を示す。



4 健康福祉部のレイアウト

健康福祉部各班の執務スペースは、県庁北棟6階の平時における執務スペースと同じとするが、保健医療調整本部は、県庁北棟2階災害対策本部に配置することとする。

各班員及び保健医療調整本部員は、全庁LAN回線その他、県庁北棟6階執務室及び北棟2階災害対策本部室に敷設している災害対応LAN回線も活用することとする。

第3章 平時からの取組

健康福祉部は、災害の発生に備え、平時より健康福祉部の訓練の実施等により本マニュアルの内容を継続的に見直すとともに、関係機関との連絡を迅速かつ円滑に行うため、必要な資機材の整備等を行う。

1 訓練・研修等の実施

健康福祉部の災害対応を迅速に実施するため、定期的に訓練及び研修等を実施する。

訓練後は訓練において明らかとなった課題を踏まえ本マニュアル等の修正を図り、必要に応じて体制等の見直しを行う。

訓練・研修等の企画にあたっては、危機管理局に支援を要請することができる。

(1) 図上訓練

災害時に健康福祉部が処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に実施するため、図上訓練を定期的に実施する。訓練の実施にあたっては、市町村、保健医療活動チーム、統括調整部等を含む各部及び関係機関等との連携も考慮する。

(2) 情報共有・伝達訓練

健康福祉部は、情報の収集・連絡体制の整備のため広域災害救急医療情報システム（EMIS）や時系列に情報を書き出すクロノロジー及び地図を活用し、関係機関、出先機関等と災害時に使用する通信手段を用いて、情報共有・伝達訓練を実施する。

(3) 研修等

健康福祉部は、部内の責務や災害対応を認識するとともに、市町村、保健医療活動チーム、災害対策本部各部及び関係機関が処理すべき事務又は業務を相互に理解し、災害対応を円滑に実施するため、市町村等を対象にした研修等を定期的に実施する。

(4) 他部局等主催の訓練への参画

健康福祉部は、災害時における災害対策本部各部及び関係機関が処理すべき事務又は業務を相互に理解し、災害対応を円滑に実施するため、危機管理局等の他部局や関係機関が主催の訓練に積極的に参加する。

2 設備・資機材等の整備

健康福祉部の災害対応に必要な、衛星携帯電話など情報の収集・連絡体制設備に係る必要な資機材を計画的に整備する。

第4章 災害応急対応

災害時における健康福祉部各班等の応急対応は以下のとおりとする。

1 各班等共通事項

(1) 共通の業務

役割	項目	主な内容
班長	班員の安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 班員の安否確認 (安否確認が終わり次第、各部局主管課等の統制部署へ班員を通じ報告)
	班の設置	<ul style="list-style-type: none"> 災害の状況、参集状況等を考慮し、あらかじめ定められた役割分担を確認又は指示 副班長の確認(あらかじめ定められた副班長が参集できない場合、代理の副班長を指定) 班の運営のための設備の設置及び確認の指示 <ul style="list-style-type: none"> PC、電話、ホワイトボード等の配置 電話の発信チェック、相互の電話へのダイヤル通話確認 PCの立ち上げ状況の確認 (設置作業が終わり次第、各部局主管課等の統制部署へ班員を通じ報告)
	班の運営	<ul style="list-style-type: none"> 班の対応方針等の決定 班員への指示、班内業務の調整 班内の対応状況の確認・取りまとめ 部内における他班との人員の調整 災害対応記録の作成の指示(クロノロジー、対応記録、写真等)
	会議等	<ul style="list-style-type: none"> 調整会議(部内等会議)への出席 会議等における意思決定・調整 班員への会議結果の伝達
副班長	班の運営	<ul style="list-style-type: none"> 班長の指示のもと、班長の業務の補佐
	班長の代理	<ul style="list-style-type: none"> 班長が不在の場合は、班長の代理として班長の業務を行う
班員	班の運営	<ul style="list-style-type: none"> 班長及び副班長の指示のもと、災害対応にあたる

【情報伝達の心得】

- ・ 情報、対応状況は班長へ報告する。
- ・ 電話は復唱して確実に聞き取るようにする。
- ・ 新しい情報は大きな声を出し、班内全員が共有する。

(2) 動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の報告基準

下表のとおり基準で、別に定める「動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の手引き」の様式「動員名簿の参集体制及び職員の安否確認状況」により健康福祉政策班に報告することとする。

基準	区分	対応
震度5強以上の地震が発生した場合	勤務時間内	健康福祉政策課の指示を待たず、部内各所属は、WMA I Lを使用（WMA I Lシステムについては52頁を参照）し、すみやかに参集体制及び安否状況の報告を行うこととする。
	勤務時間外	健康福祉政策課の指示を待たず、部内全職員は、WMA I Lを使用し、すみやかに参集体制及び安否状況の報告を行うこととする。
上記以外で災害対策本部等設置（3号配備）時等	勤務時間内	健康福祉政策課の指示により、部内各所属は、WMA I Lを使用し、すみやかに参集体制及び安否状況の報告を行うこととする。
	勤務時間外	部内全職員は、災害等を覚知次第、すみやかにWMA I Lにログインし健康福祉政策課の指示を確認し、報告の指示があった場合には、WMA I Lを使用し、すみやかに参集体制及び安否状況の報告を行うこととする。

(3) 初動対応の原則について（CSCATTT）

災害に対応する原則としては、「CSCATTT」と呼ばれる対応項目が提唱されており、このうち、「CSCA」は管理項目、「TTT」は支援項目としてそれぞれまとめられるが、大規模災害時には、「TTT」の実践よりも「CSCA」の確立作業を優先することが重要であるとされている。

具体的な対応例については、別に定める「保健医療調整本部等における初動体制確保及び運営の手引き」を参照することとする。

管理項目

C: Command & Control	指揮と統制
S: Safety	安全
C: Communication	情報伝達
A: Assessment	評価

支援項目

T: Triage	トリアージ
T: Treatment	治療・処置
T: Transport	搬送

2 情報活動

(1) 基本方針

- ① 各班等の責任者は、C S C Aの原則のとおり、参集人員に合わせて、情報処理の流れの整理を必ず行うこととし、各班員等は、整理した情報の流れに従い業務を遂行することとする。
- ② 青森県防災情報ネットワーク等を活用し、市町村と情報連携するとともに、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、保健医療活動チーム等と情報連携し対応することとする。
- ③ 入手した情報については、「情報収集カード」（資料編1（1）様式1）を作成し、健康福祉部の災害時のメーリングリスト（以下「部災害メーリングリスト」という。）を活用し、県本庁、県保健所、被災市町村等に分散配置される県職員同士が情報連携し対応することとする。

(2) 情報収集カードの作成方法等

各班等は、収集した情報の記録・共有を統一的に実施するため、共通の情報収集カードを使用する。

また、重要度が「大」の場合は、情報の内容を口頭又は電話にて組織の責任者に報告する。

① 情報区分の趣旨

各班等は、情報の区分を明確にし、情報班等によるじ後の情報活動（処理・分析・共有・広報）を容易にする。

② 情報区分

	項目	備考
A	事故・事案・災害等の状況	現地の状況がわかる内容を含む
B	被害状況等	数値情報だけではなく、概要、被害なし等の否定情報を含む
C	要求・要請等	国、市町村、関係機関等からの問合せ（情報要求）を含む。報道機関からの情報要求は除く
D	対応状況・活動状況等	国、県、市町村、関係機関、他県等
E	問合せ等	住民、報道機関、その他からの問合せ等
F	その他	A～Eに属さないもの

③ 重要度区分の情報例

区分	重要度：大（L）	重要度：中（M）	重要度：小（S）
A	<ul style="list-style-type: none"> ○事故、事件、災害発生の第1報 ○上記事項の拡大、2次災害発生等 ○気象等各種警報 ○津波到達情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記事項の第2報以降 ○左記事項に関する一般等からの情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大」「中」どちらにも属さない情報
B	<ul style="list-style-type: none"> ○人命にかかわる被害情報で迅速な対応又は詳細の把握が必要なもの ○市町村庁舎、関係機関で災害対応に影響を及ぼす被害情報 ○被害の想定（被害なし）情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○人命にかかわらない被害情報 ○被害の取りまとめ報 ○隣接道県被害情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大」「中」どちらにも属さない情報
C	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊、緊急消防援助隊派遣要請 ○人命にかかわる救助、搬送、救急・救命要請 ○孤立地域からの救出要請 ○食料・飲料水、物資で緊急性のある要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等の避難に係る要請 ○食料・飲料水、物資等の要請 ○国、他道県、市町村、関係機関からの態勢、対応等に関する問合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大」「中」どちらにも属さない情報
D	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、関係機関の対応状況（取りまとめ、懸案事項含む） ○区分「C」に係る対応結果 ○国の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村、関係機関、の個別対応状況（避難所、安否等） ○遺体の処理に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大」「中」どちらにも属さない情報
E	—	<ul style="list-style-type: none"> ○住民（帰宅困難者、外国人含む）からの避難所、物資配給場所等に関する問合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記以外の住民、報道機関等からの問合せ
F	<ul style="list-style-type: none"> ○区分「A」～「E」以外での対応の緊急性のあるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○区分「A」～「E」以外で緊急性はないが対応が必要なものの 	<ul style="list-style-type: none"> ○「大」「中」どちらにも属さない情報

【情報収集のポイント】

- 大規模災害時は、電話が輻輳するため、1回の電話で必要な情報を聞き取る。
- 5W1Hを確認する。
- 情報は、必ず復唱する。
- 不明な点は、その場で聞く。

情報収集カード

様式1(記載例)

整理番号	受信時刻	発信元	受信者	手段
	○ 月 ○ 日 15 : 10	○○小学校避難所代表者 (TEL ○○○-○○○-○○○)	○○市災害対策本部	① 電話 2 FAX 3 口頭 4 その他 ()
件名	・医療チーム ・小児科医、産科医 D P A T 派遣の要請			
信頼性	・DPAT(精神医療、こころのケア含む) 中 低			
重要度	・歯科医師 中			
区分	等の必要な保健医療活動チームを明記 況 B : 被害状況等 C : 要求・要請等 E : 問い合わせ等 F : その他			
内容	<input type="checkbox"/> クロノ記載 <input type="checkbox"/> 地図表示 ○○小学校の避難所代表者から相談有 ・50歳男性 ・昨日より独語が目立っている ・名前は話すことができるが、詳細な住所は不明 ・既往歴を尋ねても答えられない ・避難してから寝られない日が続いている <経緯> 15:10 ○○小学校避難所代表者→○○市災害対策本部に第1報 (↑保健医療現地調整本部市町村支部で記載) 15:20 保健医療現地調整本部○○市支部→保健医療現地調整本部(○○保健所)にD P A T 派遣を1チーム要請 (↑保健医療現地調整本部市町村支部で記載) 15:40 保健医療現地調整本部(○○保健所)→保健医療調整本部に同内容で要請 (↑保健医療現地調整本部(○○保健所)で追記) 15:50 保健医療調整本部(D P A T 調整本部)で○○病院D P A T 1チームの派遣を調整し、障害福祉班に派遣決定を依頼 (↑保健医療調整本部で追記) <搬送対応時の確認事項> 氏名、性別、年齢、生年月日、バイタル(血圧、脈、呼吸)、週数(妊婦の場合)			
位置情報	緯度経度(60進法)※	N	E	
	UTM座標※	E	N	
	住所(又は場所)	○○○○○○	TEL ○○○-○○○-○○○○	
処置 対応部署	処置＝各業務の所管の班の判断結果 ・処置欄に記載するのは、各業務の所管の班のみ ・処置時間、班の名称、処置内容を具体的に記載 ・処置結果に、一部処置と記載する場合は、要請に係る所管業務については処置したが、輸送等の対応が必要で統括調整部等他部に依頼する場合のみ(例 医療機器は確保したが、輸送手段がない場合)			
処置 (結果) ※各業務の所管の班が記載 <input type="checkbox"/> クロノ記載	15:55 障害福祉班で、○○病院D P A T 1チームの派遣決定の処置を実施。 D P A T の派遣状況一覧(「部マニュアル」様式11)と合わせて部災害メンバーリストを使用し関係者に連絡するとともに保健医療調整本部に口頭でも連絡 (↑障害福祉班で追記)			
提供先	<input type="checkbox"/> 部局 <input type="checkbox"/> 県警 <input type="checkbox"/> D M A T <input type="checkbox"/> 消防調整 <input type="checkbox"/> 海保 <input type="checkbox"/> 県病 <input type="checkbox"/> 陸自 <input type="checkbox"/> 海自 <input type="checkbox"/> 空自 <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> ()			

情報収集カードの記載方法

(太枠内は優先的に把握すべき事項)

○整理番号

B **25**
↑ ↑
整理記号 部局毎の整理番号

整理記号

A・・・統括班	B・・・情報班	C・・・対策班	D・・・受援班
E・・・総務班	F・・・広報班	G・・・原子力班	
H・・・総務部	I・・・企画政策部	J・・・環境生活部	K・・・健康福祉部
L・・・商工労働部	M・・・農林水産部	N・・・県土整備部	O・・・危機管理局
P・・・観光国際戦略局	Q・・・エネルギー総合対策局	R・・・教育庁	
S・・・警察本部	T・・・県民局	U・・・保健医療現地調整本部	

○情報区分

各班は、情報の区分を明確にし、情報班等による事後の情報活動（処理・分析・共有・広報）を容易にする。

A：事故・事案・災害等の状況

（現地の状況がわかる内容を含む）

B：被害状況等

（数値情報だけではなく、概要、被害なし等の否定情報を含む）

C：要求・要請等

（国、市町村、関係機関等からの問い合わせ（情報要求）を含む。
報道機関からの情報要求は除く）

D：対応状況・活動状況等

（国、県、市町村、関係機関、他県等）

E：問い合わせ等

（住民、報道機関、その他からの問い合わせ等）

F：その他

（A～Eに属さないもの）

○重要度区分

- ・重要度「大」（L）：災害対応に重大な影響を与える情報又は対応に際し緊急性のある情報並びに対応のため総合調整の必要な情報
- ・重要度「中」（M）：災害対応に影響を与える情報又は対応に際し時間的な余裕のある情報
- ・重要度「小」（S）：対応への影響の少ない情報又は「大」「中」に属さない情報

（3）クロノロジーについて

時系列にすべての情報を書き出すクロノロジーの様式については、「時系列の活動記録」（資料編1（2）様式2）を用いることとする。

また、人員の参集状況により、ライティングシートへの書き出しを優先することとするが、別に定める「青森県広域災害救急医療情報システム操

(4) 広域災害救急医療情報システム（EMIS）について

保健医療活動チーム等と情報連携するため、EMISにより情報収集するとともに、必要に応じて、医療機関情報及び避難所情報の入力支援を行うこととする。

また、保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部は、EMIS上に本部登録を行う他、上記(3)のとおり参集人員が不足している場合を除き、EMIS上で、活動記録（クロノロジー）のデータベースを作成することを原則とする。

なお、EMISの操作方法は、別に定める「青森県広域災害救急医療情報システム操作マニュアル」を参照することとする。

(5) 部災害メールリングリストについて

県本庁、県保健所、被災市町村に分散配置される県職員同士が情報連携し対応するため、全庁LAN以外のインターネット環境から使用可能なWMAILシステム※を活用した部災害メールリングリストを使用することとする。

また、WMAILシステムの使用方法については、別に定める「WMAIL使用の手引き」を参照することとする。

※ グループウェアシステムのメンテナンスやシステム不良等によりグループウェア（全庁LAN）が使用できない場合や、全庁LAN以外のインターネット環境から使用する場合を想定し、情報システム課が導入したものであり、平成17年度に各所属にID・パスワードの発行を行っているもの。

3 各班の業務

青森県災害対策本部運営マニュアル【共通編】で定める各班の所掌事務を以下に記載する。

なお、業務名に“※”と注記したものは、保健医療活動の総合調整に係る保健医療活動チームの配置調整等の業務のため、保健医療調整本部経由又は保健医療調整本部と連携し業務を遂行することとする。

(1) 健康福祉政策班

① 統制チーム

下表の業務の他、災害対策本部健康福祉部会議開催の決定、部内所管業務の報道対応・広報、その他部内の総合調整に関する事務を行う。

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
部内職員の安否の確認、取りまとめ、人事班への報告に関する事	すみやかに部内職員の安否（参集体制含む）の確認、取りまとめを行い、人事班へ報告する。	震度5強以上の地震が発生した場合や災害対策本部等設置（3号配備）時等は、「大規模災害時の動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の手引き」により、すみやかに部内職員の安否等を確認し、人事班へ報告する。
統括調整部等への人員派遣に関する事	統括調整部又は総務部人事班から人員派遣要請依頼があった場合は、各班の人的資源等の状況を勘案し、各班と調整する。	「動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の手引き」により、参集体制を確認し、大規模災害時の職員動員名簿記載の職員を基本として、調整業務を行う。
公用令書に関する事	災害救助法による救助に従事させるため医療・土木建築・輸送関係者に対し従事命令を発する業務、災害救助法による救助のため施設等を管理・使用し、保管命令を発し、物資を収用する業務	被害状況の程度に応じ、知事が特に必要があると認める時は、医療・土木建築・輸送関係者に対し、青森県災害救助法施行細則で規定する従事命令に係る公用文書を発出し、業務に従事させる。なお、公用令書の作成については、当部所管以外の専門職については、各所管部局に対応を依頼する。
健康福祉部関係の専門職員の被災地派遣の調整に関する事	被災地に、職員を派遣する保健医療現地調整本部の人員を確保するための健康福祉部内の調整業務を行う。	「動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の手引き」により、参集体制を確認し、大規模災害時の職員動員名簿記載の職員を基本として、専門職員の被災地派遣の調整業務を行う。

② 総務・企画政策・保護チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
家屋、生活資材等の被害状況、措置状況の把握に関する事（うち部内のとりまとめに関する事）	各所管部署から被害報告のとりまとめ等により、家屋、生活資材等の被害状況、措置状況を把握する。	総務・企画政策・保護チーム（部災害担当）が、市町村（人、住家、社会福祉施設、医療機関、水道・生活衛生施設等；地域健康福祉部経由）、医療業務班（医療機関）及び保健衛生班（生活衛生施設）からの被害報告等により、被害状況等の把握を行い、防災当局に報告の他、部内関係部署（社会福祉施設等担当含む）に情報提供を行う。
被災地域内の避難所及び避難者数の把握に関する事※	防災情報ネットワークの他、市町村災害対策本部を応援する情報連絡員等を通じて避難所の開設状況・避難者数を把握する。	防災情報ネットワークの他、市町村災害対策本部を応援する保健医療現地調整本部員等を通じて把握する。
応援市町村及び他道県の避難所の調整、あつせんに関する事	市町村又は県の行政区域を越えた広域避難を行う場合の避難所を確保する。	広域避難に関する総合調整を行う統括調整部対策班医療・被災者支援チームと連携し、当部所管の県有施設（福祉プラザ等）の使用について検討等を行う。
福祉避難所の開設・運営等の支援に関する事※	福祉避難所の開設・運営等を支援する。	開設市町村及び福祉避難所を運営している施設等と、施設所管課（健康福祉政策班、高齢福祉保険班、こどもみらい班、障害福祉班等）が連携し、把握した情報や市町村災害対策本部を応援する保健医療現地調整本部員等を通じて把握した情報等により、保健医療調整本部で作成した対応方針（案）等により、必要な調整等を行う。
要配慮者の被災状況の把握に関する事※	市町村災害対策本部を応援する情報連絡員等を通じて避難所等における要配慮者の被災状況を把握する。	保健医療活動チームからの情報の他、市町村災害対策本部を応援する保健医療現地調整本部員等を通じて把握する。
災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）及び法外援護の運用に関する事	災害救助法又は法外援護の適用に関する業務を行う。	収集した被害情報をもとに、統括調整部対策班医療・被災者支援チームにおいて、災害救助法の適用基準を満たしているかを判断し、内閣府と協議した上で健康福祉政策班において適用に係る事務手続を行う。 また、救助法適用以外の市町村に対しては、「災害救助法適用以外の災害援護取扱要綱（昭和53年8月17日改正）」の適用を健康福祉政策班において判断し、適用手続を行う。
災害救助用備蓄物資に関する事	災害救助法による救助として実施する健康福祉部が保管する災害救助用備蓄物資（毛布等）の市町村等への供給に関する業務	統括調整部受援班からの依頼等により、当部備蓄分を払い出しを行う。なお、払い出しについては、災害救助用備蓄物資保管委託契約第14条の規定に基づき、保管委託先と協議のうえ、別に定める指示書により、対応を依頼する。
義援金の受入れに関する事	被災者に対する義援金の受入れについて、健康福祉部健康福祉政策班（課）との間で連絡調整を行う。	義援金の口座開設及び管理等について税務所管部局等と必要な調整を行い、すみやかに義援金の受入口座の選定、報道機関への投げ込み、募券要項の策定を行う。
災害弔慰金及び災害援護資金に関する事	市町村における災害による死亡者の遺族及び障害を負った者に対する災害弔慰金の支給、及び被災者への災害援護資金の貸付に関する県負担金等の交付及び国との連絡調整に関する業務	「災害弔慰金の支給等に関する法律」等関係法令、「青森県市町村災害援護資金貸付要綱」及び「青森県市町村災害弔慰金等支給費負担金交付要綱」に基づき、所要の手続きを行う。
生業に必要な資金の貸与に関する事	災害救助法による救助として実施する生業資金の貸与に関する国との連絡調整業務	応急救助の一つとして、救助法で規定されているが、現物給付の原則から逸脱していることから、救助法としての全国実績はないことを踏まえ、地域防災計画に定める他支援制度の活用も併せて検討を行うこととする。

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
保健医療調整本部の設置・運営に関すること	保健医療調整本部の設置・運営に係る事務的な手続き等を行う。	「動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の手引き」により、参集体制を確認し、大規模災害時の職員動員名簿記載の職員を基本として、部内の人員調整を行い、人的な支援等を行う他、「青森県保健医療調整本部設置要綱」により実施する。
保健医療現地調整本部の設置・運営の支援に関すること	保健医療現地調整本部の設置・運営に係る事務的な手続き等を行う。	「動員名簿の参集体制及び職員の安否確認の手引き」により、参集体制を確認し、大規模災害時の職員動員名簿記載の職員を基本として、部内の人員調整を行い、人的な支援等を行う他、「青森県保健医療現地調整本部設置要綱」により実施する。
避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定によりホテル、旅館等に受入を要請する。	市町村からの要請を受けて、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」により、県は青森県旅館ホテル生活衛生同業組合と協議のうえ、宿泊先を決定し、市町村へ通知し、移送方法等の確認を行う。
J R A Tとの連絡調整に関すること※	市町村からの派遣要請等を踏まえ、必要に応じてJ R A Tの派遣調整等を行う。	県災害対策本部または県J M A T本部からJ R A T中央・現地対策本部へ、もしくは大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（公益社団法人日本理学療法士会内）のいずれかに要請等を行う。
家屋、生活資材等の被害状況、措置状況の把握に関すること（うち保護施設に関すること）	所管の社会福祉施設等（保護施設）の被災状況を把握する。	総務・企画政策・保護チームが、部災害担当からの市町村被害報告の提供や電話等により、保護施設の被害状況を把握・とりまとめのうえ、健康福祉政策班地域福祉推進・援護チーム（社会福祉施設等とりまとめ担当）に報告する。

③ 地域福祉推進・援護チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
家屋、生活資材等の被害状況、措置状況の把握に関すること（うち社会福祉施設等の部内でのとりまとめに関すること）	各所管部署から被害報告のとりまとめ等により、社会福祉施設等の被害状況、措置状況を把握する。	地域福祉推進・援護チームが、社会福祉施設等所管部署（健康福祉政策班、高齢福祉保険班、こどもみらい班、障害福祉班）の被害報告のとりまとめを行い、厚生労働省及び健康福祉政策班総務・企画政策・保護チーム（部災害担当）に報告の他、部内関係部署に情報提供を行う。
健康福祉部所管の県有施設等の調整、提供、あっせんに関すること	青森市の避難所に指定されている県民福祉プラザとの連絡調整。	「県民福祉プラザの管理に関する基本協定書」に基づき、青森市、青森消防署より依頼があった時は、避難所、青森警察署災害警備本部代替施設としての使用にあたり、施設の解錠を行う。
生活相談に関すること	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。（窓口を委託により実施）低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し生活福祉資金を貸付（県社会福祉協議会が貸付）	生活困窮者等に対する就労その他の自立に関する相談窓口を開設し、必要な情報提供や支援を行う。また、自立相談と併せて、自立生活や就労、就学等に必要経費に対し、生活福祉資金の貸付を行う。
災害時の福祉支援ネットワークに関すること※＜平常時は、発災直後から機動的に福祉・介護人材の派遣等の対応ができる災害時における支援ネットワークを構築＞	市町村からの要請や統括D H E A T及び災害福祉コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、災害福祉支援チームの編成・派遣・関係機関等との連絡調整を行う。（県社会福祉協議会と連携して実施）	大規模災害発生時に災害福祉支援チームの派遣を判断した場合に、青森県社会福祉協議会及び青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の構成団体に対して災害福祉支援チーム員の派遣調整及び派遣者の取りまとめを要請する。
D C A Tとの連絡調整に関すること※	市町村からの要請や統括D H E A T及び災害福祉コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、保健医療調整本部内に設置されるD C A T調整本部において、派遣されたD C A Tとの連絡調整を行う。	保健医療調整本部内に設置されるD C A T調整本部において、派遣されたD C A Tとの連絡調整を行い、以下の支援活動を行う。 【初動対応】 避難所内相談窓口のサポート、緊急入所・福祉避難所への移送等コーディネート（優先的搬送対応）、一般避難所内で福祉避難室を確保
D C A Tの派遣に関すること※	市町村からの要請や統括D H E A T及び災害福祉コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、関係機関、関係団体に対して、災害福祉支援チームの派遣調整、派遣者の取りまとめを要請し、災害福祉支援チームの被災地に派遣する。	【D C A Tチーム員の編成に係る調整】 被災市町村等から派遣要請があった場合に、災害福祉支援チームの派遣の可否を判断し、青森県災害福祉広域支援ネットワーク協議会の事務局である青森県社会福祉協議会に対して、災害福祉支援チーム員の所属施設及びチーム員との派遣調整等を要請する。 【D C A Tチーム員の編成後】 青森県災害福祉支援チーム（青森D C A T）の設置及び派遣を行う。

（２）がん・生活習慣病対策班

① がん対策・健やか力推進チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
災害時の保健師活動に関すること	市町村の被災及び対応状況を把握し、県内外派遣の判断・調整、配置計画の作成、厚生労働省への専門家の派遣要請、被災市町村への支援計画の見直し等を行う。	「自然災害時に備えた保健師活動のガイドライン（改訂版）」に基づき実施する。
災害時の栄養・食生活支援に関すること	市町村の被災及び対応状況を把握し、被災者等への食生活支援の体制整備・調整、特殊食品・栄養補助食品等の入手手配、支援団体への連絡調整会議の開催等を行う。	「青森県栄養・食生活支援健康危機管理マニュアル」に基づき実施する。
保健師の派遣に関すること※	市町村の派遣要請等を踏まえ、必要に応じて県内外の保健師チームの派遣調整等を行う。	市町村の派遣要請等を踏まえ、必要に応じて県及び市町村保健師チームの派遣調整を行う。被災状況に応じて厚生労働省へ派遣要請等を行う。
管理栄養士・栄養士の派遣に関すること※	市町村の派遣要請等を踏まえ、必要に応じて県内外の管理栄養士・栄養士の派遣調整等を行う。	市町村の派遣要請等を踏まえ、必要に応じて県及び市町村管理栄養士・栄養士の派遣調整を行う。被災状況に応じて厚生労働省へ派遣要請等を行う。
歯科医師会との連絡調整に関すること※	市町村の派遣要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、歯科医師チーム派遣に係る県歯科医師会との連絡調整（医師会が行うJ M A T等の医療救護班の編成及び派遣に係るものを除く）を行う。	「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医師チーム派遣について、県歯科医師会と連絡調整を行う。
歯科医師チームの派遣に関すること※	市町村の派遣要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、歯科医師チームの派遣調整等（医師会が行うJ M A T等の医療救護班の編成及び派遣に係るものを除く）を行う。	「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、県歯科医師会と連携し、歯科医師チームの派遣調整等を行う。

（３）医療業務班

① 医務指導チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
医療機関の被害状況、措置状況の把握及び対策に関すること ※	医療機関の被害状況等の把握、被災した医療機関に対する対策の実施（地震・津波による建物被害がある場合の復旧や避難等に関する調整、人工透析等の患者の医療機関への受入に関する調整、食料・燃料等の確保に関する調整、マンパワーの確保に関する調整等）	・医療機関の被害状況について、保健所、医療機関からの情報収集の他、青森県DMA T調整本部、EMIS等により確認し、保健医療調整本部に報告する。 ・透析患者の受入れ医療機関の調整について、青森県透析医会による災害時情報ネットワークが構築されていることから、同会と連携し対応する。 ※食料や燃料、患者の移送等、他部との調整を要する支援については、保健医療調整本部で実施 ※医療機関での受入調整は保健医療調整本部（DMA T調整本部）で行う救急対応以外は医療業務課で実施
救護所の開設等に関すること ※	被災市町村における救護所の開設状況を把握する。また、市町村における対応が困難と判断される場合に、県（知事の委託を受けた日本赤十字社県支部）が設置する。	・救護所の開設状況について、市町村、保健所から確認し、保健医療調整本部に報告する。
看護協会との連絡調整に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、災害支援ナース等看護師の派遣に係る連絡調整（医師会が行うJMA T等の医療救護班の編成及び派遣に係るものを除く）を行う。	看護師の派遣は、看護職能団体の一員として活動する災害支援ナースを活用することを原則とし、「災害支援ナース派遣要領（日本看護協会）」、「青森県看護協会災害支援要綱」及び「青森県看護協会災害支援マニュアル」に基づき、日本看護協会又は県看護協会が行う災害支援ナースの派遣調整を行う。

② 地域医療確保・良医育成支援チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
医療機関の負傷者受入れ体制の把握に関すること ※	被災市町村または被災市町村に所在する医療機関等から、負傷者等の受入に係る要請があった時、要請に係る負傷者等の数、傷病状況、移送手段等を確認し、医療業務班に対し、受入可能な医療機関の確認を要請する。	・医療機関の受入体制について、保健所、医療機関からの情報収集や、県DMA T調整本部、EMIS等により確認する。
受入れ可能な医療機関の調整、あっせんに関すること ※	医療機関等の被害状況に基づく負傷者等の受入可能医療機関を把握し、移送先の調整を行うと共に、緊急輸送対策部に移送手段の確保を要請する。また、状況に応じ、ドクターヘリ、自衛隊移送の協力要請を行う。	・医療機関への受入調整を行う。 ・救急対応の場合、県DMA T調整本部で医療機関への受入調整を行う。 ・統括調整部では、負傷者等の移送手段について調整する。
救護班の編成、派遣、あっせん ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、被災市町村等から医療救護班等の要請があった場合、協定に基づき、DMA T指定病院に対するDMA Tの派遣要請や青森県医師会に対するJMA Tの派遣要請を行う。また自治体病院等に対し医療救護班の編成及び派遣を要請し、その調整を行う。	・DMA T指定病院等に対し、DMA Tの待機要請を行うとともに、派遣が可能を確認する。 ・「青森DMA Tの出動に関する協定」に基づくDMA T指定病院への派遣要請、「災害時の医療救護に関する協定」に基づく県医師会への派遣要請を行う。 ・県DMA T調整本部では、DMA Tの派遣調整等を行う。
応援市町村及び他道県からの救護班、医薬品等の調整、あっせんに関すること（うち救護班に関すること） ※	応援協定等に基づき、他県等から救護班が派遣される場合に、DMA T調整本部や県災害医療コーディネーターと連携しながら、救護班の種類や体制、員数等を確認の上、派遣先を検討・調整し、派遣先に対して救護班の受入に係る準備等を指示する。	・厚生労働省（DMA T事務局）等に対し、県外DMA Tの派遣依頼を行う。 ・県DMA T調整本部では、DMA Tの派遣調整を行う。
DMA Tとの連絡調整に関すること ※	県内DMA T指定病院からの派遣された青森DMA Tや他県等から派遣されたDMA Tについて、青森県DMA T調整本部と連携を図りながら、配置やロジスティック支援に関する連絡調整を行う。	・県DMA T調整本部では、派遣されたDMA Tの配置を行う。 ・医療業務課では、ロジスティック支援に係る連絡調整を行う。
DMA Tの派遣に関すること ※	国及び県内DMA T指定病院への派遣要請及び費用の弁償等に係る必要な事務を行う。	・厚生労働省（DMA T事務局）に対し、県外DMA Tの派遣要請を行う。 ・「青森DMA Tの出動に関する協定」に基づき、県内DMA T指定病院に対し、県内DMA Tの派遣要請を行う。 ・DMA T派遣に係る費用弁償等、必要な手続きを行う。
ドクターヘリ運航業務に関すること ※	「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」に基づき、ドクターヘリによる、良質かつ適切な救急医療を効率的に提供する体制を提供する。災害時には、被災地内におけるDMA Tや患者の搬送等にもドクターヘリを活用する。	・「青森県ドクターヘリ運航要領」に基づき、八戸ドクターヘリに対応するため、医療業務課では八戸市立市民病院に連絡し、八戸ドクターヘリの運航を一時停止する。 ・運航の一時停止後、県DMA T事務局で運航調整を行う。 ・他県からドクターヘリの派遣要請があった場合、医療業務課で派遣決定を行い、八戸市立市民病院に八戸ドクターヘリの派遣を依頼する。
日赤救護班との連絡調整に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、日赤救護班の派遣に係る連絡調整を行う。	・日本赤十字社青森県支部等と連携し、派遣された日赤救護班の配置を行う。
医師会との連絡調整に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、医師の派遣に係る連絡調整を行う。	・県医師会等と医師の派遣に係る連絡調整を行う。

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
SCU設置・運営に関すること ※	県内医療機関での負傷者の受入が困難な場合、SCUを設置することとし、設置に当たり関係機関との調整を行う。	・県内医療機関での負傷者の受入が困難な場合、本部災害医療コーディネーターの助言を踏まえ、SCU設置について判断する。 ・統括調整部では、広域医療搬送に係る内閣府への要請、関係機関（港湾空港課、自衛隊、消防機関等）への連絡等を行う。
JMATとの連絡調整に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、JMAT等の派遣に係る連絡調整を行う。	・県医師会等と連携し、派遣されたJMATの配置を行う。
JMATの派遣に関すること ※	JMATの派遣要請及び費用の弁償等に係る必要な事務を行う。	・「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、県医師会に対し、JMATの派遣要請を行う。 ・JMAT派遣に係る費用弁償等、必要な手続きを行う。
産科医の派遣に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言等を踏まえ、必要に応じて、産科医の派遣調整等を行う。	・災害時小児周産期リエゾン等と連携し、産科医の派遣調整を行う。
小児科医の派遣に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言等を踏まえ、必要に応じて、小児科医の派遣調整等を行う。	・災害時小児周産期リエゾン等と連携し、小児科医の派遣調整を行う。
災害医療コーディネーターの配置に関すること	災害医療コーディネーターを招集し、配置する。	・「青森県災害医療コーディネーター設置要綱」に基づき、医療業務課では本部災害医療コーディネーター、保健所では地域災害医療コーディネーターを招集し、配置する。

③ 薬務指導チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
医薬品、医療機器、医療用ガス等の調達、輸送、供給、あっせんに関すること ※	医薬品の在庫、流通状況を把握。被災市町村、医療機関等からの医薬品等の供給要請内容の確認・整理、提供を依頼する事業者、医薬品等の種類、数量輸送手段等について調整し、被災市町村等への医薬品等の供給を行う。	「青森県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱」「災害時における医療機器等の供給に関する協定」または「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」に基づき、医療機関等に医薬品等を供給する必要があると認める場合、または医療機関等から供給要請があった場合に、関係団体に対し供給要請を行う。
応援市町村及び他道県からの救護班、医薬品等の調整、あっせんに関すること（うち医薬品等に関すること） ※	県医薬品卸組合を通じた医薬品等の調達では不足する（恐れがある）場合に、他道県に対し医薬品等の供給への協力を依頼する。	・県内医療機関及び県医薬品卸組合等から医療用医薬品等の供給状況について情報収集し、供給が困難な場合は「青森県災害時医薬品等備蓄供給実施要綱」に基づき、県医薬品卸組合を通じ日本医薬品卸連合会に対して、県外から県内医療機関への医薬品の供給支援を依頼する。
薬剤師会との連絡調整に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、薬剤師の派遣に係る連絡調整（医師会が行うJMAT等の医療救護班の編成及び派遣に係るものを除く）を行う。	市町村の派遣要請に応じて県薬剤師会と連携し、薬剤師の派遣調整等を行う。
医薬品卸組合等との連絡調整に関すること ※	市町村からの要請や災害医療コーディネーターの助言等を踏まえ、必要に応じて、県医薬品卸組合、県医療機器販売業協会及び日本産業・医療用ガス協会東北地域本部医療ガス青森県支部と医薬品、医療機器、医療用ガス等に係る連絡調整を行う。	県医薬品卸組合等とは、「青森県緊急医療品等供給対策連絡会運営要綱」、県医療機器販売業協会とは、「災害時における医療機器等の供給に関する協定」、日本産業・医療用ガス協会東北地域本部医療ガス青森県支部とは「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定」に基づき、医薬品、医療機器、医療用ガス等に係る連絡調整等を行う。
医薬品等集積所の管理・運営に関すること ※	全国から寄せられる支援医薬品等を管理し、医薬品等を必要とする住民等に配布する。青森県薬剤師会に薬剤師派遣等の協力を要請する。	全国から寄せられた支援医薬品等を管理し、住民等への配布を行う。実施にあたっては、薬剤師会等に薬剤師の派遣協力を要請する。
原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること ※	原子力災害時において、県内外の原子力災害医療派遣チームについて、原子力災害医療・総合支援センターと連携しながら、配置等に関する連絡調整を行う。	・原子力災害医療調整官（医療業務課長）が、原子力災害医療・総合支援センターと連携し、派遣された原子力災害医療派遣チームの配置を行う。 ・県内の原子力災害医療派遣チームとの連絡調整は原子力災害医療調整官が行い、県外の原子力災害医療派遣チームとの連絡調整は原子力災害医療・総合支援センターを通して行う。
原子力災害医療派遣チームの派遣に関すること ※	原子力災害時において、県内外の原子力災害拠点病院等への派遣要請及び費用の弁償等に係る必要な事務を行う。	県内外の原子力災害医療派遣チームの派遣要請及び費用の弁償等に係る必要な手続き等を行う。
原子力災害拠点病院等との連絡調整に関すること ※	原子力災害時において、被ばく・汚染のおそれのある傷病者の受入調整を行うと共に、緊急輸送対策部に移送手段の確保を要請する。	・原子力災害医療・総合支援センターの助言を得ながら、傷病者の重篤度や汚染・被ばくの程度等に応じて、原子力災害拠点病院または原子力災害医療協力機関に対し、傷病者の受入調整を行う。 ・傷病者の移送手段の確保等、医療業務課で対応ができない部分については、保健医療調整本部経由で統括調整部に対応を依頼する。
原子力災害医療協力機関との連絡調整に関すること ※	原子力災害時において、避難域時検査チームや医療チーム等の派遣・連絡調整を行う。	・原子力災害医療協力機関に対し、傷病者の診療や放射性物質による汚染測定、住民等の健康相談など、予め登録された協力できる機能に応じ、医療チーム等の派遣調整等を行う。

(4) 保健衛生班

① 生活衛生チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
水道施設の被害状況等の情報収集及び報告に関すること	・水道施設の被害状況及び水道事業者による相互応援等の状況について情報を収集する。	・各保健所からの被害報告を取りまとめるとともに、被害の詳細について水道事業者から情報収集し、健康福祉政策班に報告する。 ・給水活動や水道復旧活動の相互応援の状況については、日本水道協会青森県支部（青森市企業局水道部）及び水道事業者から情報収集し、健康福祉政策班に情報提供する。
給水活動に係る関係機関への応援要請に関すること	・被災市町村等から水道事業者が行う給水活動に関し応援の要請があった場合に、対応について調整する。	・被災市町村から保健衛生課に応援の要請があった場合は、日本水道協会青森県支部、応援可能な市町村等に対し応援を要請する。
火葬及び遺体安置所の確保に係る関係機関への応援要請に関すること	・応援要請に対応するために必要となる火葬場の被害状況について情報収集する。	・火葬場の被害状況について、各保健所からの被害報告を取りまとめ、健康福祉政策班を経由し、実際に応援要請に対応する災害対策本部に報告する。
市町村等水道事業者が行う水道復旧活動に係る関係機関への応援要請に関すること	・被災市町村等から水道事業者が行う水道復旧活動に関し応援の要請があった場合に、対応について調整する。	・被災市町村から保健衛生課に応援の要請があった場合は、日本水道協会青森県支部、応援可能な市町村等に対し応援を要請する。
火葬に必要な物品等（棺、ドライアイス、霊柩車等）の手配に関する関係機関への応援要請に関すること	・応援要請に対応するために必要となる火葬場の被害状況について情報収集する。	・火葬場の被害状況について、各保健所からの被害報告を取りまとめ、健康福祉政策班を経由し、実際に応援要請に対応する災害対策本部に報告する。

② 食品衛生チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
死亡獣畜の処理に関すること	獣畜が死亡した場合に、適切に処理を行い、感染症の発生を防ぐ。	保健所からの情報をとりまとめる。 関係部局と情報を共有する。
被災した家庭動物等の保護及び同行避難等に関すること	県と県獣医師会は、災害が発生したときは、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県動物救護本部の設置について協議し、設置された場合は、連携して被災動物等の支援を行う。	必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。
食品監視及び配給される食品の衛生確保に関すること	必要に応じて、食品製造施設（食品流通拠点等）からの情報を収集し、流通再開した場合は、食品衛生監視員を派遣して衛生確保について監視指導を行わせる。	・保健所や食品事業者からの情報をとりまとめる。 ・必要に応じて、保健所食品衛生監視員を食品関係施設や配給される食品の取扱場所に派遣して食品衛生の確保を図る。 ・必要に応じて、食品衛生協会と連携し協会会員等の食品関係施設の衛生確保を図る。
動物救護本部の設置・運営に関すること	「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県動物救護本部を設置・運営し、被災動物等の支援を行う。	動物愛護センター及び市町村等からの情報をとりまとめる。 県獣医師会と連携して青森県動物救護本部を運営し、被災動物の保護や同行避難が円滑に行われるよう支援する。

③ 感染症対策チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
衛生情報の収集・把握・報告に関すること ※	保健所からの被災市町村における衛生情報を収集・把握し、関係機関に周知・報告する。	保健所からの被災市町村に関する衛生情報を取りまとめる。当該情報を関係機関と共有する。
保健所における疫学調査班の編成、積極的疫学調査及び感染症対策（各種防疫指導、健康診断等）の実施の指示に関すること ※	被害の状況に応じて保健所に疫学調査班を編成させ、疫学調査及び各種防疫指導など感染症対策の実施を依頼し、疫学調査の結果、必要があると認められるときは、保健所に感染症法に基づくまん延防止対策及び健康診断を行わせるとともに、被災市町村に対し必要と認められる事項を適宜指導させる。	保健所による疫学調査の結果や避難所の状況等を把握し、必要な対策を検討する。 なお、検討に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を得る。
感染症対策に関する予防教育及び広報に関すること ※	パンフレットの配布、報道機関等の活用により、予防教育及び広報活動を実施する。	関係機関にパンフレットを配布し、報道機関に情報提供を依頼する。
臨時予防接種に関すること ※	感染症予防が必要があるときは、予防接種法に基づく臨時予防接種については、自ら実施または各市町村長へ接種を行うよう指示する。また、県民への周知等を行う。	厚生労働省及び市町村等関係機関と連携し、対象者や期間等を定め、臨時予防接種の実施に向け準備を行う。また、広報等により県民への周知等を行う。
市町村が行う防疫及び保健衛生対応の県による代替に関すること ※	市町村で防疫及び保健衛生の対応が実施できない、または実施しても不十分と認められる場合は、県（管轄保健所）が代替して実施する。	代替して実施した場合は、保健所から報告させ、情報をとりまとめる。
防疫及び保健衛生対応に係る広域応援の要請に関すること ※	防疫及び保健衛生の対応について、県自らの実施や市町村からの応援要請事項の実施が困難である場合は、自衛隊、他都道府県等への応援要請を検討する。	防疫及び保健衛生の状況について市町村や保健所から報告を求め、評価の上、他機関からの応援が必要と判断した場合には、自衛隊や他都道府県に対する応援要請が必要であることを災害対策本部に報告する。

④ 難病対策チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
人工呼吸器を装着した在宅難病患者の支援に関すること ※	人工呼吸器を装着した在宅難病患者の安否確認、医療の継続、避難・移送等について、市町村、保健所と連携し必要な支援を行う。	各保健所を通じて、人工呼吸器を装着した在宅難病患者の安否確認等に関する情報収集を行う。また、災害の状況等に応じて、必要がある場合は、市町村等とも連携し情報収集を行う。

（５）高齢福祉保険班

① 高齢者支援・介護保険G・介護人材支援チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
介護保険関連事務に関すること	介護保険に関する厚生労働省等からの被災者支援情報（一部負担金の免除措置等）の市町村・関係団体等への伝達	厚生労働省から県に送付される介護保険に関する被災者支援情報（通知・事務連絡等）を、市町村や関係団体等へメールやFAX等により速やかに伝達する。
福祉避難所の開設・運営等の支援に関すること ※	市町村から県に対し管内福祉避難所に係る介護専門職の派遣要請があった場合等の連絡等の必要な対応	市町村から県に対し連絡のあった介護支援専門員等の介護専門職の派遣要請情報を、関係機関へ速やかに伝達し、調整結果を要請のあった市町村へ連絡する。

② 介護事業者・国保広域化チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
社会福祉施設等の被災状況の把握及び対策に関すること（うち老人福祉施設等に関すること） ※	社会福祉施設等（老人福祉施設等）の被害状況等の把握、被災した施設等に対する対策の実施（地震・津波による建物被害がある場合の復旧の見直し等に関する調整等）	介護事業者・国保広域化チームが、健康福祉政策班総務・企画政策・保護チーム（部災害担当）からの市町村被害報告の情報提供や電話等により、老人福祉施設等の被害状況を把握・とりまとめのうえ、健康福祉政策班地域福祉推進・援護チーム（社会福祉施設等とりまとめ担当）に報告・対策を実施する。
社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること（うち老人福祉施設等に関すること） ※	老人福祉施設等の被害状況に基づき、入所者の受入れが可能な老人福祉施設等の把握及び施設間の調整	市町村や老人福祉施設等と連携し、入所者の受入れ等を迅速に行う。

③ 国保・高齢者医療チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
国民健康保険関連事務に関すること	国民健康保険に関する被災者支援情報（保険証の持参がない場合の受診の取扱い、一部負担金の免除措置、等）の市町村等への伝達	厚生労働省等から送付される国民健康保険に関する被災者支援情報を、市町村等へ速やかに伝達する。
後期高齢者医療制度関連事務に関すること	後期高齢者医療制度に関する被災者支援情報（一部負担金の免除措置等）の市町村等への伝達	厚生労働省等から送付される後期高齢者医療制度に関する被災者支援情報を、市町村等へ速やかに伝達する。

(6) こどもみらい班

① 子育て支援チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
被災児童の対策に関すること	児童福祉施設及び市町村における被害状況を把握し、被災児童の保護などの支援策を講じていく。	児童相談所が市町村・保健医療現地調整本部等と連携しながら被災児童の状況を把握し、児童福祉法に基づく一時保護や児童福祉施設等への入所措置を検討する。
社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること（うち児童相談所、社会的養護関係施設等に関すること）	所管の社会福祉施設等（児童相談所、社会的養護関係施設等）の被災状況を把握する。	子育て支援チームが、健康福祉政策班健康福祉政策班総務・企画政策・保護チーム（部災害担当）からの市町村被害報告の情報提供や電話等により、所管施設（中央児相、弘前児相、八戸児相、子ども自立センターみらい、社会的養護関係施設、助産施設及び母子生活支援施設）の被害状況を把握・とりまとめのうえ、社会的養護関係施設については、健康福祉政策班地域福祉推進・援護チーム（社会福祉施設等とりまとめ担当）に報告する。

② 児童施設支援チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること（うち認定こども園、保育所に関すること）	所管の社会福祉施設等（認定こども園、保育所の被災状況を把握する。	児童施設支援チームが、健康福祉政策班総務・企画政策・保護チーム（部災害担当）からの市町村被害報告の情報提供や電話等により、認定こども園、保育所の被害状況を把握・とりまとめのうえ、健康福祉政策班地域福祉推進・援護チーム（社会福祉施設等とりまとめ担当）に報告する。

③ 家庭支援チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
被災母子世帯の対策に関すること	母子福祉施設施設及び市町村における被害状況を把握し、被災母子世帯の保護などの支援策を講じている。	福祉事務所が市町村・保健医療現地調整本部等と連携しながら被災母子世帯の状況を把握し、売春防止法及び児童福祉法に基づく一時保護や母子生活支援施設等への入所措置を検討する。
社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること（うち女性相談所に関すること）	所管の社会福祉施設等（女性相談所）の被災状況を把握する。	家庭支援チームが、電話等により、所管施設（女性相談所）の被害状況を把握する。
助産師の派遣に関すること※	被災市町村における妊産婦及び乳幼児に対する支援の必要性を把握し、母子ケアの必要に応じて助産師の派遣を調整する。	家庭支援チームが市町村・保健医療現地調整本部等と連携しながら被災市町村における妊産婦及び乳幼児に対する支援の必要性を把握し、母子ケアの必要に応じて助産師を派遣する。

(7) 障害福祉班

① 障害企画・精神保健チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
被災障害者の対策に関すること。	要配慮者の把握調査に係る市町村への助言	市町村からの要請に応じ、対応を助言する等必要な支援を行う。
心のケア対策に関すること※	こころのケアホットラインを設置する他、被災者の心のケアのための必要な対策を行う。	災害時こころのケア体制の構築等に向けて、精神保健福祉センター等の関係機関と協議する。 精神保健福祉センター内に「こころのケアホットライン」（電話相談窓口）を設置することとなった場合は、臨床心理士会に協力を要請する。 災害時の心のケアに係る方針については、保健医療調整本部（DPAT調整本部）における対応方針（案）を踏まえ決定することとし、DPATや日赤こころのケア班派遣等の必要な対策を行う。
DPATの派遣に関すること※	精神科病院入院患者の転院調整、他都道府県に対する受入要請 他都道府県に対する精災害派遣精神医療チーム（DPAT）要請	「DPAT活動要領」に基づき、発災から概ね48時間以内に先遣隊を派遣する。 国のDPAT事務局、DPAT統括者等と連絡調整を図り、DPAT調整本部を立ち上げる。
DPATとの連絡調整に関すること※	保健医療調整本部内に設置されるDPAT調整本部において、派遣されたDPATとの連絡調整を行う。	保健医療調整本部内に設置されるDPAT調整本部において、派遣されたDPATとの連絡調整を行い、DPAT統括者の助言のもと、適正配置する。

② 障害福祉事業者チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
社会福祉施設等の被災状況の把握に関すること （うち障害者支援施設等に関すること）	障害者支援施設等の被災状況を把握し、とりまとめる。	障害福祉事業者チームが、健康福祉政策班総務・企画政策・保護チーム（部災害担当）からの市町村被害報告の情報提供や電話等により、障害者支援施設等の被災状況を把握・とりまとめる。例えば、健康福祉政策班地域福祉推進・援護チーム（社会福祉施設等とりまとめ担当）に報告する。
社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設に係る情報提供に関すること（うち障害者支援施設等に関すること） ※	緊急入所を要する障害者の情報を把握し、とりまとめる。	緊急入所を要する障害者の情報を把握した場合、受入可能な施設を調査し受入を要請する。

③ 社会参加推進チーム

業務名（分掌事務）	業務の概要	対応
福祉避難所の開設・運営等の支援に関すること ※	市町村から障害者支援のための職員の派遣等を受けて必要な対応を行う。	避難所に避難する聴覚障害者を支援するため、県障害福祉課及び県聴覚障害者情報センターに配置している手話通訳者等を派遣する。
手話通訳者の派遣に関すること ※	要請に応じ手話通訳者等を派遣する。	避難所に避難する聴覚障害者と障害のない者との意思疎通を支援するため、県障害福祉課及び県聴覚障害者情報センターに配置している手話通訳者を派遣する。
点字資料の作成に関すること ※	要請に応じ点訳・音訳等を行う。	避難所に避難する視覚障害者への情報提供を円滑にするため、避難所から避難者に対して提供される伝達情報について、視覚障害者情報センターを通じて点字資料を作成し、配布する。

4 保健医療ニーズの把握について

保健医療ニーズを迅速かつ的確に把握するため、保健医療現地調整本部員は市町村災害対策本部を応援する他、被災市町村における保健師活動を応援するため、県健康福祉部は、被災市町村以外の市町村保健師チーム先遣隊※の応援調整等を行うこととする。

※ 市町村保健師チーム先遣隊

急性期において、被災市町村が全体の保健医療ニーズを迅速に把握できるよう、「避難所情報日報（青森県版）」（68頁参照）を活用し、避難所における保健医療ニーズの把握を目的に活動する県内市町村保健師チームのこと。

（1）保健医療現地調整本部市町村支部員について

青森県保健医療現地調整本部設置要綱第8条に定めている保健医療現地調整本部市町村支部員（県支援チーム）と被災市町村との役割分担については以下のとおり。

また、応援先については、被害が甚大であり、DMATが活動中（あるいは活動予定）の市町村を優先することとし、健康福祉部長が決定することとする。

なお、被害情報等が入手困難な場合は、震度情報等により推測される被害が甚大な市町村※を優先することとする。

※ 平時より、県の被害想定調査等において、想定される被害の程度等について、市町村と情報連携することとする。

保健医療活動チームの配置調整に係る県と市町村の役割分担

	保健医療現地調整本部市町村支部員 (県支援チーム)	被災市町村
⑥保健医療現地調整本部への伝達	○	
⑤支援要請内容決定		○
④支援内容の協議	○	○
③情報連携ツール(EMIS)へ入力等	○	
②避難所情報の内容の確認・収集	○	
①避難所における保健医療ニーズの把握		○※

※ 大規模災害発生時には、被災市町村の保健師等が十分に対応できない可能性が高いことから県内の被災市町村以外の保健師チーム先遣隊又は保健医療活動チームの協力により行うことを想定

参考) 被災市町村への県支援チームの例

応援先	応援内容	人数	県職員の応援元 (想定)	市町村との情報連携先
被災市町村 災害対策本部	④支援内容の協議	1名	被災市町村を所管する県保健所の健康増進課職員等	保健医療活動の調整に係る統括的な職にある者(専門職)
		1名	県保健所指導予防課動員職員	保健医療活動の調整に係る統括的な職にある者(事務職)
	③情報連携ツール(EMIS)へ入力、市町村避難所情報総括表作成	2名~	県民局地域健康福祉部福祉・こども相談総室動員職員	原則、上記④の県職員を介し市町村と情報連携することとする。
	②避難所情報の内容の確認・収集 ※1	1名	県保健所健康増進課動員職員	
	1名	県保健所生活衛生課動員職員 ※上記保健師とペアで活動		

(2) 市町村保健師チーム先遣隊の応援要請の手順等について

被災市町村以外の市町村保健師チーム先遣隊の応援調整の手順等について、以下に記載する。

① 協定等

原則として、被災市町村に対する被災市町村以外の県内市町村職員の応援については「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)に基づく応援とする。

② 被災市町村からの応援要請

資料編1(3)様式3「災害時保健活動保健師等応援・派遣要請」(「自然災害時に備えた保健師活動ガイドライン」様式2と同じ)により応援要請することを原則※とする。

※ 保健医療現地調整本部設置時は中核市においても、所在する地域の県保健所経由で応援要請することとする。

様式3(記載例)

被災市町村 ⇒ 管轄保健所 ⇒ 県本庁

(〇〇〇)保健所指導予防課 行

市町村名	〇〇〇市
所属・職	総務課・〇〇
氏名	〇〇 〇〇
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
要請日時	2020/〇/〇 〇時〇分

災害時保健活動保健師等応援・派遣要請

【応援(予定)状況】

派遣要請期間	令和〇〇年1月15日(〇) ~ 令和〇〇年2月14日(〇)(予定)		
派遣要請保健師等数	保健師 〇 人、 栄養士 〇 人	保健師 (〇を付ける)	栄養士 (〇を付ける)
活動場所	避難所(場所:)	〇	
	地域(在宅被災者)(場所:)		
	応急仮設住宅(場所:)		
	その他()		
業務内容	避難所等における被災者の健康管理	〇	
	在宅被災者の健康調査、健康管理		
	応急仮設住宅入居者の健康調査・健康管理		
	被災地保健活動の統計・資料作成		
	被災地保健活動業務(通常業務)		
	被災地保健活動の企画調整業務		
活動体制	日中の活動が中心	〇	
	夜間の活動		
	長時間の活動		
	24時間体制		
	その他()		
備考			

震度情報等から甚大な被害が予想されるが、被災状況が分からず、派遣要請終了期間が不明な場合は、1ヶ月間の予定と記載

* 県内全体の被災状況により、調整を行います。

保健医療現地調整本部からの情報連絡員の参集場所	〇〇〇市災害対策本部(〇〇〇市役所〇階〇〇室)。
-------------------------	--------------------------

③ 被災市町村以外の市町村職員の応援について

ア 市町村保健師チーム先遣隊の動員体制の確認

保健医療現地調整本部設置時は、各保健所において、被災市町村を除く市町村先遣隊の動員体制をすみやかに確認し、がん・生活習慣病対策班宛に報告する（部災害メーリングリストを使用）。

イ 被災市町村からの応援要請後

がん・生活習慣病対策班において、統括調整部対策班医療・被災者支援チームの方針等に基づき、配置調整※を行った結果を健康福祉部の災害時のメーリングリストの活用等により、統括調整部受援班人的支援チームにすみやかに報告する他、保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部等に連絡する。

県外からの保健師チームの派遣が必要であると判断した場合には、がん・生活習慣病対策班において、健康福祉政策班経由で厚生労働省に対し要請する。

※ 「自然災害時に備えた保健師活動ガイドライン」（28 頁）に記載のとおり、避難者 1 カ所あたり（避難者 1,000 名以上）保健師 2 名とする。

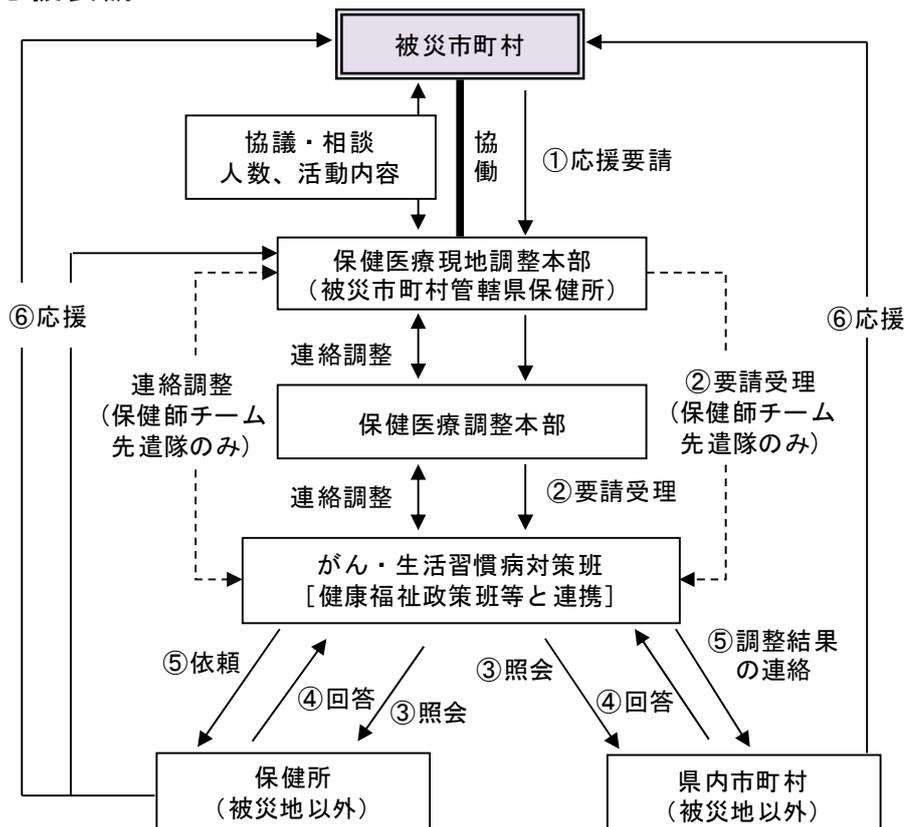
また、避難所 1 カ所あたり避難者数が 1,000 名以下の場合は、500 名程度の避難所であれば、2 カ所に対して保健師 2 名とする。

※ 効果的な活動ができるように、保健師 2 人に業務調整員 2 人を合わせて、4 人を 1 保健師チームとして活動することを原則とする。

④ 市町村への情報提供等

保健医療現地調整本部において、被災市町村へ伝達する他、各保健所は応援市町村の状況を全市町村に情報提供する。

⑤ 応援要請のフロー



- ※ 保健医療現地調整本部設置時の市町村保健師チーム先遣隊の派遣調整など迅速性が求められる場合は、被災市町村からの上記①の応援要請より前に、健康福祉政策班から、県内市町村に対し上記③の照会を行うこともやむを得ないこととする。
- ※ 県本庁が被災市町村からの応援要請（保健所経由）を受理した後、被災地を除く市町村（中核市含む）に、一斉照会する。（①の応援要請は口頭又は様式3（63頁）の使用も可能であるが後日県に公文書を提出する。）
- ※ 県本庁は県内の応援市町村の状況を保健所を通じて全市町村に情報提供する。

参考) 各フェーズにおける県内市町村保健師チームの活動について

フェーズ	名称	活動目的
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約5日間迄）	市町村保健師 チーム先遣隊	被災市町村が全体の保健医療ニーズを迅速に把握するための支援
回復期～慢性期	市町村保健師 チーム	「自然災害時に備えた保健師活動ガイドライン」に基づき、被災市町村の支援ニーズに応じた対応

5 保健医療ニーズ把握後の対応について

保健医療調整本部は、医療ニーズについては、本部災害医療コーディネーター、保健福祉ニーズについては、統括DHEATの助言等を踏まえ、対応方針（案）を作成する。

各班は、保健医療調整本部で作成した対応方針（案）を踏まえ、対応方針を決定し、応急業務を遂行する。

（１）保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部

保健医療調整本部及び保健医療現地調整本部における、具体的な対応を、以下に記載する。

① 保健医療調整本部（県庁北棟２階）の業務

	要綱第3条に規定する業務	具体的な対応
ア	災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DCAT）等の保健医療活動チームの保健所への派遣の調整等	<ul style="list-style-type: none"> 本部災害医療コーディネーター・統括DHEATの助言等を踏まえた調整等 DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）が保健医療現地調整本部の窓口等として調整
イ	保健医療活動チームとの情報連携	広域災害救急医療情報システム（EMIS）にて情報連携
ウ	各青森県保健医療現地調整本部が整理及び分析した情報の取りまとめ	以下の情報の取りまとめ等 <ul style="list-style-type: none"> 「避難所情報日報（青森県版）」（資料編1（4）様式4） 「避難所情報日報申し送り事項等集計表」（資料編1（5）様式5） 「保健医療ニーズまとめ」（資料編1（6）様式6） 「避難所情報総括表」（資料編1（7）様式7） 「避難所情報分析表」（資料編1（8）様式8） 「保健医療現地調整本部日報」（資料編1（9）様式9）等
エ	その他保健医療活動に係る総合的な調整に関する必要な事項	別に定める健康福祉部応急業務一覧表を活用し、健康福祉部執務室（県庁北棟6階）と連絡調整を行う他、健康福祉部の応急業務の進捗管理等

※ 別に定める「保健医療調整本部等における初動体制確保及び運営の手引き」（以下「初動体制確保の手引き」という。）を参照し、初動体制を確保し、業務を遂行することとする。

② 保健医療現地調整本部（被災市町村を所管する県保健所）の業務

	要綱第3条に規定する業務	具体的な対応
ア	災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害福祉支援チーム（DCAT）等の保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整等	地域災害医療コーディネーターの助言等を踏まえた調整等
イ	保健医療活動チーム及び市町村との情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療活動チームとは広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により情報連携 ・市町村とは「避難所情報日報（青森県版）」、「避難所情報日報申し送り事項等集計表」の他、市町村単位の「避難所情報総括表」等により情報連携
ウ	収集した被害状況、保健医療ニーズ、保健医療活動チームの活動状況等の整理及び分析並びに保健医療調整本部への報告	<p>以下の資料を作成し、整理・分析を行い、「保健医療現地調整本部日報」と併せて、部災害メーリングリストを活用し保健医療調整本部へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域単位の「保健医療ニーズまとめ」 ・圏域単位の「避難所情報総括表」 ・「避難所情報分析表」
エ	その他保健医療活動に係る調整に関する必要な事項	関係機関と連絡調整等

③ 保健医療現地調整本部市町村支部（市町村災害対策本部）の業務

要綱第8条に規定する業務	具体的な対応
市町村災害対策本部と必要な情報連絡を行う	<p>以下の資料を作成し整理・分析を行い、「保健医療現地調整本部市町村支部日報」（資料編1（10）様式10）と併せて、部災害メーリングリストを活用し保健医療現地調整本部へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難所情報日報（青森県版）」 ・「避難所情報日報申し送り事項等集計表」 ・市町村単位の「保健医療ニーズまとめ」 ・市町村単位の「避難所情報総括表」

※ 「初動体制確保の手引き」別紙1「市町村災害対策本部における初動体制確保及び本部運営の対応例について」を参照し、初動体制を確保し、業務を遂行することとする。

避難所情報 日報 (共通様式)

活動日 年 月 日 記載者(所属・職名) 記載例

避難所活動の目的:

太枠白抜きはすみやかに把握すべき事項(把握次第、市町村に在住する県支援チームへ提出)

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する
・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

男女の数が不明な場合は記載不要 (EMISは男女半々で入力)

Main data table with sections: 避難所の概況, 組織や活動, ライフライン, 環境的側面, 生活環境の衛生面, 食事の供給. Includes various sub-tables for facility details, utility status, and environmental conditions.

手書きの場合は、○で記入
エクセルデータ入力の場合は
プルダウンから選択

要配慮: 1~5歳(ビリンパ), 6~14歳(Ca), 月経中貧血既往歴(鉄), 高血圧予防(Na)

避難所情報 日報
(共通様式)

避難所名 〇〇商業高等学校	活動日 年 月 日	記載者(所属・職名)
------------------	--------------	------------

避難所活動の目的: **太枠白抜きはすみやかに把握すべき事項(把握次第、市町村に在住する県支援チームへ提出)**

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の状態			対応・特記事項		
配慮を要する人	高齢者	185人	うち75歳以上	人	配慮を要する人の全体像	要援護者数	人
			うち要介護認定者数	人		うち全介助	人
	妊婦	0人	うち妊婦健診受診困難者数	人		うち一部介助	人
	産婦	0人				うち認知障害	人
	乳児	6人				外国人	人
	幼児・児童	25人	うち身体障害児	人	健康調査実施数		人
			うち知的障害児	人		うち健康相談実施数	人
			うち発達障害児	人		(*健康相談実施数は、「避難所等相談対応票」上の相談対応内容が記載された人の数が該当します)	
	障害者	人	うち身体障害者	人	実施結果(援助内容)	場面相談で終了	人
			うち知的障害者	人		健康相談継続	人
うち精神障害者			人	受診勧奨		人	
うち発達障害者			人	市町村へ引継		人	
難病患者		人		医療チーム等へ引継	人		
在宅酸素療養者		人		その他(同伴受診等)	人		
人工透析者		人					
アレルギー疾患児・者		人					
対応・特記事項							
服薬者数	服薬者		うち高血圧治療薬	人			
		人	うち糖尿病治療薬	人			
			うち向精神薬	人			
有症状者数	人数の把握	総数	うち乳児・幼児	うち妊婦	うち高齢者	専門的医療ニーズ ◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無	
	外傷	人	人	人	人	小児疾患 ○	
	感染症症状	下痢	4人	人	人	人	精神疾患 ◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無
		嘔吐	2人	人	人	人	周産期 ◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無
		発熱	12人	9人	人	人	歯科 ◎有(緊急)・○有(≠緊急)・×無
		咳	数人	人	人	人	対応・特記事項
	その他	便秘	人	人	人	人	○乳児・幼児
		食欲不振	人	人	人	人	乳児・幼児の発熱が増えている模様
		頭痛	人	人	人	人	
		不眠	人	人	人	人	
	不安	人	人	人	人		
防疫的側面	食中毒様症状(下痢、嘔吐など)						
	風邪様症状(咳・発熱など)						
	感染症症状、その他						
まとめ	全体の健康状態						
	活動内容						
	アセスメント		生活用水:基準2,700L/日/避難所に対し1,500L/日/避難所、飲用水:基準1,350L/日/避難所に対し765L/日/避難所、トイレ:基準9箇所に対し6箇所、乳児・幼児発熱数9人(乳児・幼児・児童31人のうち)				
課題/申し送り(概要は、保健医療活動チームの配置の必要性等基準のない項目について1行で簡潔に記載のこと)							
【概要】→ 乳児・幼児の発熱の患者が増えており小児科医等の診療が必要。 ○基準を満たすための必要量 生活用水1,200L/日/避難所、飲料水585L/日/避難所、トイレ数:3箇所							

様式5(記載例)

避難所情報日報 申し送り事項等集計表(年月日時点)

避難所名	市町村	避難者数	巡回診療	基準を満たすための必要量等			申し送り事項概要 (保健医療活動チームの配置の必要性等基準のない項目についてのみ1行で簡潔に記載)	保健医療活動 チームの要請
				通勤避難者数 人	生活用水 L/日/避難所	飲料水 L/日/避難所		
1	〇〇高等学校	670	無	102	2,020	1,005	8	医療チーム
2	〇〇商業高等学校	450	無	OK	1,200	585	3	医療チーム
3	〇〇勤労青少年ホーム	74	無	OK	OK	OK	OK	小児周産期
4	〇〇働く婦人の家	50	無	OK	OK	OK	OK	医療チーム
5	〇〇小学校	310	無	OK	880	620	3	医療チーム
6	〇〇市立第一中学校	450	無	59	1,500	900	3	医療チーム
7	〇〇市立第五中学校	240	無	OK	440	240	OK	医療チーム
8	〇〇市立〇〇小学校	250	無	OK	700	250	OK	要請なし
9			有・無					医療チーム
10			有・無					
11			有・無					
12			有・無					
13			有・無					
14			有・無					
15			有・無					
16			有・無					
17			有・無					
18			有・無					
19			有・無					
20			有・無					
21			有・無					
22			有・無					
23			有・無					
24			有・無					
25			有・無					
26			有・無					
27			有・無					
28			有・無					
29			有・無					
30			有・無					
31			有・無					
32			有・無					
33			有・無					
34			有・無					
合計		2,494		161	6,740	3,600	17	医療チーム
3日分				161	20,220	10,800	17	小児周産期
市町村調達分								DPAT
県への支援要請分					20,220	10,800	17	歯科
※保健医療調整本部は、市町村からの要請により統括調整部受援班物的支援チームに対し、市町村単位の物資拠点(二次物資拠点)への支援物資の搬入を依頼する。								DCAT
※市町村単位の物資拠点から各避難所への物資の搬入については、市町村における対応を原則とする。								他支援チーム

〇〇・〇〇地域保健医療現地調整本部(〇〇保健所)日報(〇月〇日〇〇時)

1 組織

保健医療現地調整本部長	〇〇 〇〇(〇〇保健所長)
本日の地域災害医療コーディネーター	〇〇 〇(〇〇病院〇〇部長)
明日の地域災害医療コーディネーター	〇〇 〇(〇〇病院〇〇部長)

2 活動内容

区分	本日の活動目標	行った活動	今後(明日等)の活動目標
①保健医療ニーズ把握	避難所情報 保健医療ニーズの把握のため、避難所アセスメント実施。	AM 保健師チーム先遣隊にオリエンテーション実施済 →別紙避難所リスト等を情報提供 PM 避難所アセスメント開始済	○避難所アセスメント結果をとりまとめ、必要なチーム数を分析・集計する。
	他医療情報等 ア 医療機関の被災状況把握 イ 医療依存度の高い患者の被災状況確認	ア EMIS活用その他、DMAT活動拠点本部(〇〇病院)に県内DHEAT2名を派遣し情報収集、津波浸水区域の〇病院の1~2階が使用不可、病院避難検討中。 イ 難病及び小慢(中核市除く)人工呼吸器患者は確認済、その他、透析、在宅酸素患者の受入先の問い合わせ複数有	ア すべての病院・透析医療機関の被災状況を把握(病院評価を行っているDMATの情報) イ 透析、在宅酸素患者等の受入体制を協議会で確認
②保健医療活動チーム調整 (上記①保健医療ニーズ把握により把握した情報に基づく、対応等を記載)	ア 医療機関支援チーム(DMAT、DPAT)の活動状況把握 イ 避難所等支援チームの調整	ア EMIS等により情報収集の他、本庁本部に活動情報の情報提供を依頼した。 イ 以下のチームを受付し、各市町村に派遣した。 →PHN先遣隊 22チーム42名 →DCAT先遣隊 2チーム12名 →日赤救護班 5チーム	ア 医療機関支援チーム(DMAT、DPAT)の活動状況把握 イ 避難所等支援チームの調整→地域における必要な保健医療活動チーム数をとりまとめ、保健医療調整本部へ要請(〇/〇 12時迄)等を行う。
③ロジスティック活動 (トイレ手配等)	ア 医療機関の機能維持支援 イ 避難所等の生活環境衛生確保	ア EMIS等により必要な物資を情報収集、特に水が不足している模様。 イ 地方支部事務局と情報連携し、被災市町村における避難所への仮設トイレ等の物資の供給状況を確認も、大幅に不足している模様	ア 地域災害医療対策協議会において災害拠点病院等の応急給水体制の在り方を確認 イ 避難所日報申し送り事項等の分析により、必要な物資を保健医療調整本部経由で統括調整部へ情報提供
④本部活動	ア 医療提供体制確保 イ 避難所等支援	ア 第1回地域災害医療対策協議会開催(〇/〇 19時) →協議会において、停電、断水が長期化する恐れがある中、災害拠点病院の機能及び透析医療の確保を最優先することを確認した。 イ PHNチーム及び保健医療現地調整本部リエゾンを被災市町村へ派遣した。	ア 第2回協議会を開催(〇/〇 15時~、テレビ会議)、必要な支援を保健医療調整本部に要請する。 イ 必要な保健医療活動チーム数を迅速にとりまとめ、本庁へ要請等を行う。
⑤その他			

1 組織

市町村	保健医療活動調整統括(事務)	〇〇 〇〇
	市保健所長	-
	保健医療活動調整統括(保健師)	〇〇 〇〇
保健医療現地調整本部市町村支部	DHEAT(班長)	-
	統括保健師	〇〇 〇〇
	統括業務調整員	〇〇 〇〇

2 活動内容

区分		本日の活動目標 (応援先災害対策本部)	行った活動	今後(明日等)の活動目標 (応援先災害対策本部)
①保健医療ニーズ把握	避難所情報	保健医療ニーズの把握のため、避難所アセスメント実施。	〇/〇 〇時に保健師チーム先遣隊が、市に到着し避難所アセスメント開始済	アセスメント結果を取りまとめ、必要なチーム数を分析・集計する。
	他医療情報等	ア 医療機関の被災状況把握 イ 医療依存度の高い患者の被災状況確認	ア EMIS等を活用の他、〇〇病院が津波浸水により1~2階が使用不可、病院避難検討中 イ 人工呼吸器患者は確認済	ア 〇〇市内の病院に患者の受入可否・可能人数を確認 イ 透析・在宅酸素患者の被災状況を確認(要援護者リストから)
②保健医療活動チーム調整 (上記①保健医療ニーズ把握により把握した情報に基づく、対応等を記載)		ア 医療機関支援チーム(DMAT、DPAT)の活動状況把握 イ 避難所等支援チームの調整	ア EMIS等により情報収集 イ 活動状況は以下のとおり ・PHN先遣隊 4チーム6名 →避難所巡回 ・DCAT先遣隊 1チーム6名 →効果的に福祉ニーズを把握するためPHNチーム+DCAT1,2名でPHNチームに同行巡回 ・日赤救護班 1チーム →〇〇市保健相談センター救護所に配置	・PHN+DCATチームの活動状況の把握。 ・必要なチーム数を保健医療現地調整本部へ要請 ・要請したチームが配置されるまでの臨時的な対応について検討・処置
③ロジスティック活動 (トイレ手配等)		ア 医療機関の機能維持支援 イ 避難所等の生活環境衛生確保	ア EMIS等により必要な物資を情報収集した。 イ ライフラインの確認、現地調整本部への状況報告	必要物資の手配とともに現地調整本部へ要請する。 ライフラインの状況に合わせた避難所等の生活環境衛生対策を検討する。
④本部活動		〇〇市災害対策本部の支援	保健医療に係る〇〇市災害対策本部からの要請に対する調整	引き続き、市災対本部の運営を支援し、市からの要請に迅速に対応する。
⑤その他				

(2) 保健医療調整本部における情報処理の流れの例について

保健医療ニーズ等に対する対応方針（案）を作成する保健医療調整本部における情報処理の流れの例について、以下に記載する。

① 情報入手時

メール管理担当（電話連絡を受けた場合は、連絡係が情報収集カードに記載し）は、メール本文（又は情報収集カード）を7部印刷し、クロノロ担当及び実務統括補佐（報告書作成）に1部渡す他、ToDo管理担当に残りの5部を渡す。

※ 緊急性が高い場合は、口頭での実務統括等保健医療調整本部内関係者への周知を優先する。

※ 明らかに処置が不要なものについては、メール本文の記載により情報収集カードの記載を省略できるものとする。

② 支援ニーズの分類及び対応方針（素案）の作成

ToDo管理担当は、処置の要、不要を判断するとともに処置が必要な場合（処置の要否が不明な場合を含む）は、下表のとおり医療ニーズ、保健福祉ニーズ及びその他ニーズに分類し、各ニーズに対する調整先等と相談のうえ、対応方針（素案）を作成する。

ニーズ分類	内容	調整先等	配付部数
医療ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療部門の保健医療活動チーム DMAT、DPAT、JMAT、日本赤十字社救護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム 等 ・ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU） ・ ドクターヘリ ・ その他救急搬送 等 	災害医療 コーディネーター	1部
保健福祉 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健部門の保健医療活動チーム 保健師チーム、管理栄養士チーム、DCAT 等 ・ 飲料水、生活用水、トイレ等生活環境衛生資機材 等 	統括 DHEAT	1部
その他 ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外の専門職 ・ ボランティア 等 	実務統括	2部※

※ 下記③により、実務統括が対応方針（案）を作成後に、関係機関等との調整のため、ToDo管理経由で連絡係に指示するための1部を含む。

③ 対応方針（案）の作成

ToDo 管理担当は、既に配付している場合を除き、県災害医療コーディネーターに1部、統括 DHEAT に1部及び実務統括に2部渡し、対応方針（素案）の説明・確認を行い、実務統括は、対応方針（案）を作成する。

④ 対応方針（案）に基づく関係機関等との調整の指示について

実務統括（又はToDo管理担当）は、決定した対応方針（案）の内容を情報収集カードに必ず記載（要請時間及び要請内容等は49頁記載例を参考に「内容」欄の＜経緯＞の下に必ず記載）し、以下のように対応することとする。

ア 搬送調整以外の場合

実務統括は、対応方針（案）に基づき、ToDo管理経由で1部を連絡係に渡し、関係機関等との調整を指示する他、残り1部を未処理トレイに入れる。

イ 搬送調整の場合

実務統括は、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）設置の検討等、搬送に係る調整が必要な場合は、ToDo管理経由で搬送調整担当（医療薬務課ドクターヘリ担当）に1部を渡し指示する他、残り1部を未処理トレイに入れる。

⑤ 関係機関等との調整について

指示を受けた連絡係は、指示の内容に基づき下記対応を行い、クロノロ担当に指示内容を連絡する。

【健康福祉部で対応可能な場合】

保健医療調整本部員は、「初動体制確保の手引き」別紙6「健康福祉部応急業務一覧表」※1を活用し、部災害メーリングリストで担当する所属に送付の上、各所属の応急対策要員（北棟6階）に、対応方針（案）に基づく対応を口頭で依頼する。

部内各所属の応急対策要員（北棟6階）は、「初動体制確保の手引き」別紙2「健康福祉部各班における保健医療調整本部との連携の対応例について」を踏まえ業務を遂行することとし、「初動体制確保の手引き」別紙7「災害対策本部健康福祉部時系列標準対応一覧表」※2を参考に、対応方針（案）に基づく処置について検討を行う。

各所属は、所掌事務に基づき、対応方針を決定・処置を行い、応急対策要員（北棟6階）は処置の結果を、必ず保健医療調整本部及び各課のとりまとめ担当に口頭で報告し、各課のとりまとめ担当は、その結果を部災害メーリングリストにより、保健医療調整本部等関係者に周知することとする。

※1 健康福祉部応急業務一覧表

本マニュアル第2章2(2)に定める健康福祉部の応急業務について、具体的な内容、担当者、連絡先等を定めるもの。

※2 災害対策本部健康福祉部時系列標準対応一覧表

本マニュアル第2章2(2)に定める健康福祉部の応急業務を含め、想定される事例毎の標準的な対応について、チェックリスト、担当者等について定めるもの。

【健康福祉部で対応が難しい場合】

保健医療調整本部員は、以下⑧に記載のとおり、災害対応全般を統制する統括調整部（災害対策本部室（北棟2階）常駐）に対応を依頼する。

⑥ 処置結果の管理

指示を受けた保健医療調整本部の連絡係は、部内各所属の応急対策要員（北棟6階）及び災害対策本部統括調整部（北棟2階）において、処置がされ次第、ToDo管理担当及びクロノロ担当に連絡する。

※未処置トレイの情報については、定期的なコンセンサスミーティング時等にToDo管理担当がクロノロを確認のうえ、処置時間を記入し処置済トレイに移し替えを行う他、関係機関へ処置結果の連絡が必要な場合には、メール管理（発信）担当に指示をする。

⑦ 処置結果の報告

ToDo管理担当は、本部災害医療コーディネーター、統括DHEAT及び実務統括に処置の結果を報告する。

⑧ 部局間調整が必要な場合について

保健医療調整本部員は、健康福祉部で対応が難しい場合は、情報収集カードに依頼したい内容を整理し、統括調整部の各班・チームに対応を依頼する。

また、保健医療調整本部員が、統括調整部に対応を依頼するにあたっては、統括調整部に配置される健康福祉部職員を活用することとする。

(3) 保健医療活動チームの配置調整の方針(案)の作成について

保健医療活動チームを所管している各班は、保健医療活動チームの派遣状況について、派遣決定及び派遣状況の変動時の都度、「保健医療活動チーム派遣状況一覧」(資料編1(11)様式11)により部災害メーリングリストを活用し、関係者に情報提供することとする。

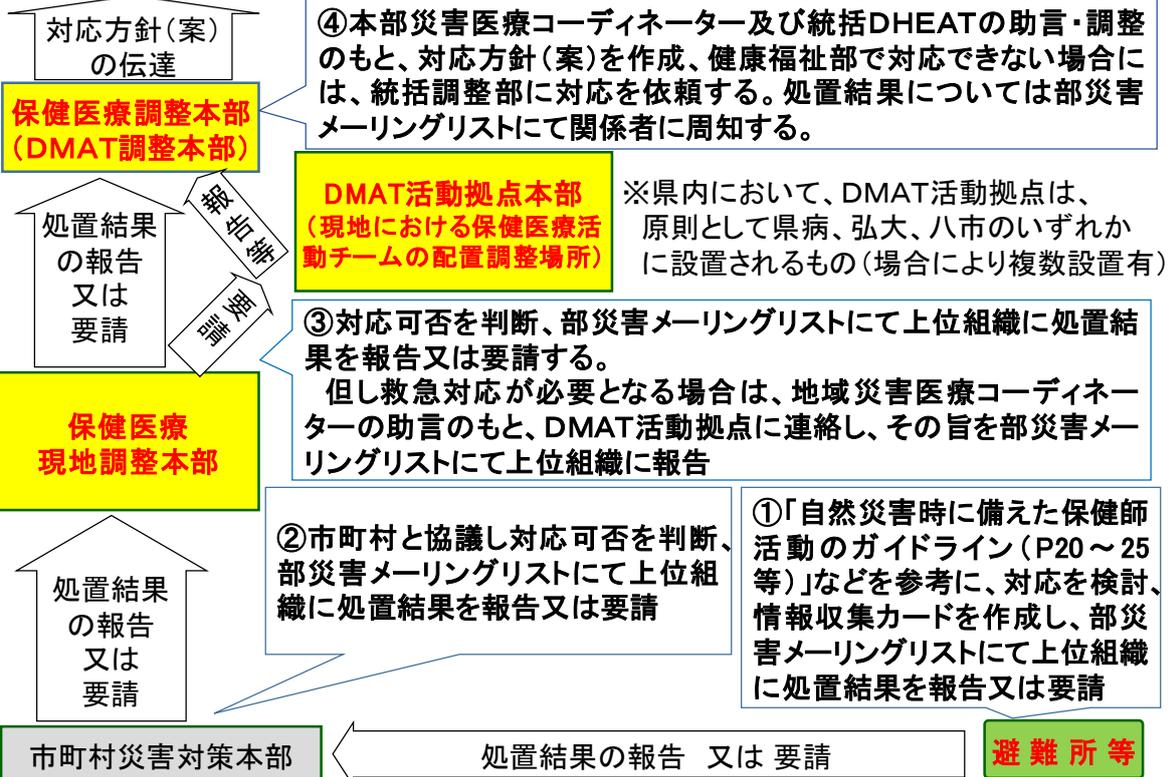
また、各フェーズにおける支援ニーズの対応の流れは以下のとおりでありであるが、保健医療調整本部は、「保健医療ニーズまとめ」等を参照し、現地における保健医療ニーズを把握し、上記「保健医療活動チーム派遣状況一覧」を踏まえ、保健医療活動チームの配置調整の方針(案)を作成し、部災害メーリングリストを活用し、関係者に周知することとする。

様式11(記載例)

保健医療活動チーム派遣状況一覧(赤字は全国知事会救護班の記載例)【令和 年 月 日 時時点】	所属名	医療業務班	所管する保健医療活動チーム	2018年12月																															
				全国知事会救護班																															
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
派遣する 圏域	チーム名	番 号	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
八戸 圏域	1 秋田県救護班 2 宮城県救護班 3 福島県救護班 4 新潟県救護班 5 栃木県救護班 6 群馬県救護班 7 茨城県救護班 9 神奈川県救護班	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		小計	0	3	7	7	8	8	7	7	4	3	3	3	3	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上十三 圏域	1 北海道救護班 2 東京都救護班 3 千葉県救護班 4 静岡県救護班 5 長野県救護班	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小計	0	3	4	5	5	5	4	4	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計【活動中:○】	0	6	11	12	13	13	13	11	11	6	5	4	4	4	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合計【今後到着:△】	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	6	8	8	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	7	6			
合計【活動見込:○+△】	0	6	11	12	13	13	13	11	13	10	10	10	12	12	11	11	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	7	6				

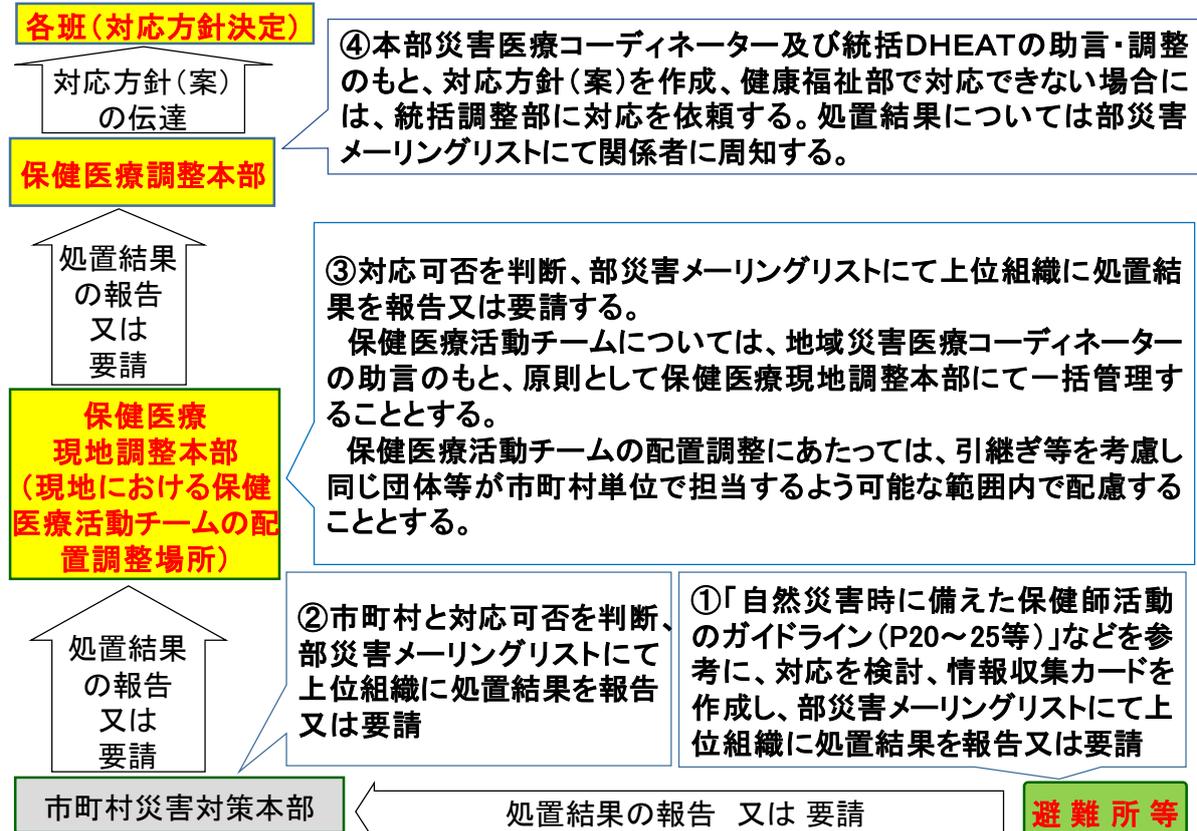
ア 超急性期（48時間迄）～移行期（約5日間迄）

各班(対応方針決定)



※緊急要請は、情報伝達の流れは変えないが、優先順位を上げて対応。

イ 回復期～慢性期(DMAT活動拠点本部から保健医療現地調整本部へ引き継ぎ後)



※緊急要請は、情報伝達の流れは変えないが、優先順位を上げて対応。

(4) 現地における保健医療活動チームの配置調整について

保健医療調整本部における保健医療活動チームの配置調整の方針（案）を踏まえた各フェーズの現地における保健医療活動チームの配置調整は下表のとおりのもので行うこととする。

また、DMA T活動拠点本部から保健医療現地調整本部へ、現地における保健医療活動チームの配置調整場所の引継ぎについては、地域災害医療対策協議会等において協議した後、保健医療調整本部において決定することとする。

また、保健医療現地調整本部に引継ぎ後の、回復期以降における保健医療活動チームの配置調整方法については、別に定める「回復期における保健医療活動チームの配置調整の手引き」を参照することとする。

フェーズ	現地における保健医療活動チームの配置調整場所
超急性期（48時間迄） ～ 移行期（約5日間迄）	主にDMA T活動拠点本部
回復期 ～ 慢性期	保健医療現地調整本部（県保健所）

(5) 施設等の被害状況報告について

青森県災害時初動体制マニュアルで指定されている下記班（所属）については、所管している施設等の被害状況を収集し、県地域防災計画に定められている「被害報告様式」（資料編1（12）様式12）により健康福祉政策班（総務・企画政策・保護チーム）に報告することとする。

なお、健康福祉政策班（総務・企画政策・保護チーム）でとりまとめ後、保健医療調整本部を含めた部内関係者への周知については、健康福祉政策班で行うこととするが、緊急対応が必要な医療機関等の情報については、必要に応じて、施設所管の班（所属）から、保健医療調整本部等部内関係者へ周知することとする。

災害時初動体制マニュアルで指定されている班（所属）	収集する被害情報
健康福祉政策班	人、住家、社会福祉施設
医療業務班	医療機関
保健衛生班	水道・生活衛生施設 等
各地域県民局地域健康福祉部（保健総室、福祉総室、福祉こども総室）	人及び住家、社会福祉施設、医療機関、水道・生活衛生施設 等

なお、上記対応後に、社会福祉施設等の被害状況の詳細については、平成29年2月20日付け厚生労働省通知「災害発生時における社会福祉施設

等の被災状況の把握等について」により、各施設所管の班で作成する被災状況整理表を健康福祉政策班（地域福祉推進・援護チーム）経由で厚生労働省に報告することとする。

令和 年 月 日 の (災害名) に係る被災状況 (令和 年 月 日 時 分 現在) (所屬名)

内訳 市町村名	人的被害			住家被害										計			被害金額 (千円)		
	死者	行方不明	負傷	全壊・全焼 及び流失	半壊及び 半焼			一部破損			浸水			棟数	世帯数	人員			
					棟数	世帯数	人員	棟数	世帯数	人員	棟数	世帯数	人員						
																		床上	床下
(記入例)																			
〇〇市	1	2	1	5	7	22	10	10	31	調査中	20	24	63	35	41	116	調査中	調査中	
〇〇町			2				1	4	2	3	5	7	21	8	10	28	10	調査中	***
計	1	2	3	5	7	22	11	35	2	3	25	31	84	43	51	144	10		

2 社会福祉施設、医療施設、生活衛生施設及び水道施設の被災状況

市町村名	施設種別	被害施設名	設置主体	建物延面積	被害延面積	被害の程度内容	被害金額(千円)
(記入例)							
〇〇市	介護老人保健施設	△△△苑	(社福)△△△	*.***m ²	***m ²	津波により床上浸水した。被害状況は調査中だが、入所者は全員避難して無事である。	調査中
〇〇町	診療所	□□医院	(医療)□□□	*.***m ²	***m ²	地震で窓ガラスが割れる等の被害が発生。患者には被害は生じなかったが診療はできない状況。	***
〇〇町	火葬場	〇〇火葬場	〇〇町			地震により設備に以上が発生。復旧するまで稼働ができない状況。	

(6) 災害対策本部健康福祉部会議の報告について

健康福祉部として、状況認識するとともに、対応方針を決定する災害対策本部健康福祉部会議の報告様式は、「災害対策本部健康福祉部の対応状況」(資料編1(13)様式13)を用いることとする。

令和 年災害対策本部健康福祉部の対応状況

令和 年 月 日 時 分現在【前回報告(月 日 時 分)より更新情報下線】		班名(組織名)：	
業務名※	現状 (市町村等からの要請等の状況を時系列で記載すること) 月日 (:)	本県の対応状況 (各所属等における対応状況を時系列で記載すること) 月日 (:)	今後の予定 (関係機関からの連絡事項や、県における対応に係る今後の見通しを記載すること)
	月日 (:)	月日 (:)	

※1 原則として、青森県災害対策本部運営マニュアル【健康福祉部編】第2章2「所掌事務」に記載する事務名を記載すること
 ※2 別途、健康福祉政策班より指示される時間時点で対応状況を指定時間までに災害時の健康福祉部のメンバーリングリストで送付の後、30部を印刷し健康福祉政策班に提出

(附 則)

このマニュアルは、平成29年9月1日から施行する。

(附 則)

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

このマニュアルは、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

このマニュアルは、令和2年4月1日から施行する。